

第9回佐用町議会〔定例〕会議録（第1日）

平成18年9月12日（火曜日）

出席議員 (22名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛	16番	川 田 真 悟
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (0名)				
遅刻議員 (0名)				
早退議員 (0名)				

事務局出席 職員職氏名	事務局 長	岡 本 一 良	事務局 副 局 長	谷 村 忠 則
	書 記			
説明のため 出席した者 の職氏名 (29名)	町 長	庵 途 典 章	助 役	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天文台公園長	黒 田 武 彦
	総 務 課 長	小 林 隆 俊	財 政 課 長	小 河 正 文
	まちづくり課長	南 上 透	生涯学習課長	岸 井 春 乗
	出 納 室 長	小 笹 和 則	税 務 課 長	大 橋 正 毅
	住 民 課 長	山 口 良 一	健 康 課 長	達 見 一 夫
	福 祉 課 長	内 山 導 男	スポーツ振興課長	井 村 均
	農林振興課長	大 久 保 八 郎	建 設 課 長	野 村 正 明
	住 宅 管 理 課 長	田 村 章 憲	地 籍 調 査 課 長	清 水 好 一
	商工観光課長	芳 原 廣 史	農 業 共 済 課 長	城 内 哲 久
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	クリーンセンター 所 長	森 脇 正 洋	教 育 委 員 会 長 教 総 務 課 長	山 口 清
	消 防 長	加 藤 隆 久	天文台業務課長	杉 本 幸 六
	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫	南 光 支 所 長	森 崎 文 和
	三 日 月 支 所 長	飯 田 敏 晴		
欠席者 (0名)				
遅刻者 (0名)				
早退者 (0名)				
議事日程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 会議録署名議員の指名
日程第 2 . 会期決定の件
日程第 3 . 行政報告
日程第 4 . 報告第 2 号 外出支援調査特別委員会の報告について（委員長報告）
日程第 5 . 発議第 2 号 「佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部を改正する条例について（継続審査委員長報告）
日程第 6 . 発議第 12 号 「道路整備の財源確保を求める意見書（案）」の提出について
日程第 7 . 発議第 13 号 「社会教育行政の正常化を求める決議（案）」の提出について
日程第 8 . 発議第 14 号 「上月・南光郵便局の集配業務及びその他のサービスの維持存続を求める意見書（案）」の提出について
日程第 9 . 議案第 155 号 工事請負契約の変更について
日程第 10 . 議案第 156 号 町道路線の変更について
日程第 11 . 議案第 157 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
日程第 12 . 議案第 158 号 佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第 13 . 議案第 159 号 佐用町消防団条例等の一部を改正する条例について
日程第 14 . 議案第 160 号ないし議案第 167 号について
議案第 160 号 平成 18 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）の提出について
議案第 161 号 平成 18 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
議案第 162 号 平成 18 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
議案第 163 号 平成 18 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
議案第 164 号 平成 18 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
議案第 165 号 平成 18 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
議案第 166 号 平成 18 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
議案第 167 号 平成 18 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 15 . 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 16 . 議案第 168 号ないし議案第 182 号について
議案第 168 号 平成 17 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第 169 号 平成 17 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 170 号 平成 17 年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 171 号 平成 17 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 172 号 平成 17 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 173 号 平成 17 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 174 号 平成 17 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 175 号 平成 17 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定

- について
- 議案第 176 号 平成 17 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 177 号 平成 17 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 178 号 平成 17 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 179 号 平成 17 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 180 号 平成 17 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 181 号 平成 17 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 182 号 平成 17 年度佐用町水道事業会計決算の認定について

日程第 17 . 監査報告

日程第 18 . 特別委員会の設置及び委員定数について

日程第 19 . 特別委員会委員長及び副委員長の選任について

日程第 20 . 請願について

請願第 3 号 平成 19 年度佐用町交通安全協会助成金の増額について

日程第 21 . 委員会付託について

午前 10 時 00 分 開会

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

残暑厳しい中にも、実りの秋を迎え、日一日と秋らしさが増します今日、本日、ここに第 9 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には早朝よりお揃いでご参集を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今期定例会に付議される案件は、条例に関する案件が 3 件、工事請負契約の変更に関する案件が 1 件、町道路線の変更に関する案件が 1 件、人権擁護委員の推薦に関する案件が 1 件、平成 18 年度各会計補正予算案等の案件が 8 件、平成 17 年度各会計歳入歳出決算認定等の案件が 15 件及び請願書を 1 件、議員発議の案件が 3 件受理をいたしております。

また、今日の神戸新聞でございますけれども、家島町の方で、町長と町議会議長の交際費、翌年度へプールされる、まあこういう報道がされておられました。地方自治法には、208 条で会計年度は 4 月 1 日から翌 3 月 31 日まで、こういう決めがあるわけでありましてけれども、それを収入役の貯金の口座へプールしたというような報道がなされておりますし、また家島町に、同じ家島町におきまして、課税申告の書類送付せずということで、これも漁船などの固定資産税の申告書の送付してないというようなことも出されておりました。

私たち議会におきましては、町当局の住民の代表として執行機関でありますので、そういうことは、ないんですけども、そういう点も充分含めた上でご審議を賜りたいと思っております。

何卒、議員各位にはご精励を賜りこれら諸案件につき慎重なるご審議を賜りますよう適切妥当なる結果が得られますよう、お願いを申し上げます。

また、本日、監査委員さんにおかれましては、大変お急がし中、ご出席いただきまして、本当にありがとうございます。宜しくお願ひし、開会のあいさつといたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第9回佐用町議会定例会を開会いたします。なお今期定例会のため地方自治法第121条の規定により、出席を求めた方は、町長、助役、教育長、天文台長、各課長、各支所長、消防長であります。

これより、本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（西岡 正君） 日程第1。日程第1は、会議録署名議員の指名でございます。会議録署名議員は、会議規則第114条の規定によりまして議長より指名をいたします。7番、松尾文雄君。8番、井上洋文君。以上、両君をお願いいたします。

日程第2．会期決定の件

議長（西岡 正君） 日程第2。

会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日9月12日より10月6日までの25日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日より、本日9月12日より10月6日までの25日間と決定いたしました。

日程第3．行政報告

議長（西岡 正君） 続いて日程第3に入ります。

これより行政報告を行います。町長から行政報告を受けます。町長、庵道典章君。

〔町長 庵道典章君 登壇〕

町長（庵道典章君） 皆さん改めまして、おはようございます。早朝からのご参集ご苦労様でございます。

本当に9月に入りまして、やっと秋めいて参りましたけれども、早、この秋雨前線が停滞というようなことで、スッキリしない愚図ついた天気になってございます。

この、今日から9月定例議会が開会をされたわけですが、本議会に当たりましては、合併後、最初の半年間の決算、収支決算の認定ということでの議案、そして、この9月で、ちょうど合併して1年を経過するわけです。いよいよ本格的な内容、事業にも取り組んでまいりたいということで、先般、いろいろと説明をさせていただいております、光ファイ

ケーブルの設置によります全町の通信基盤整備の通信基盤の整備をしたいということで、その予算。また、7月の豪雨によります災害。この復旧を早期に取り組みたいということで、13億余りのですね、大きな補正予算も提案をさせていただいております。

まあ、そういう重要案件を提案をさせていただいておりますので、充分ご審議いただきまして、何卒、ご賛同いただきますように、宜しく願いを申し上げます。

それでは、7月の臨時議会以降のにつきましてですね、若干の行政報告をさせていただきます。税務課につきましては、昨年の合併以来、旧4町統合された、課税データの適正な運用に努めながら、また合併協議に基づく事務事業に取り組んでいるところであります。特に収納につきましては、公正な納税と、町税収入確保のため、新町の姿勢といたしまして、税法に基づき鋭意取り組んできているところでございます。今年度、税務課といたしましては、これから特に、次の2つの事項について、新たに取り組んで参ります。

1つは、昨年2月の確定申告より農業所得の算出方法が従来 of 農業所得標準単価から、実際の収支計算に移行いたします。小規模農家の方々に、かなりの負担になることも予想され、できるだけ負担を軽減する方法はないかと検討して参っているところであります。10月の町自治会長会では、来年の確定申告期における農業所得の取り扱いについて、これらの状況及び検討結果を踏まえた説明を行う予定といたしております。

もう1点は、本年度の税源移譲を目的とした税制改正により、来年より各個人から徴収する国税と地方税の比率が変わり、国税が少なく地方税が多くなります。事業所に勤められ、特別徴収により納税されておられる方は、所得税、住民税併せて毎月の給料から天引きをされておりますので、変化を感じられないとも予想されますが、自営業等の普通徴収で納税されておられる方につきましては、住民税の課税時期と所得税の課税時期が異なるため、当初、住民税の納付通知を受けられますと、税額について戸惑いを感じられることが、予想されます。この改正につきましては、町民の方々に一層のご理解と周知を図るため、県及び県下の市町が現在共同で広報を考えております。まあ、時期は、年明けから住民税の課税となる6月ぐらいまでを予定をいたしております。

次に、ハザードマップの作成についてでございます。6月議会でご説明をいたしました、ハザードマップ作成に係る進捗状況を報告をいたします。今日、3階ロビーに、議会のロビーにですね、見本を掲示をいたしておりますけれども、航空写真を背景にし、対象河川ごとの浸水予想範囲と浸水の深さ、土砂災害危険箇所のほかに、非難場所、病院等の防災関係機関を明記した防災マップとして仕上げる予定であります。大きさはA1版で、縮尺は1万7,000分の1。町内を6分割表示した、両面カラー刷りとして、今月末から10月初めには、各家庭に配布する予定でございます。また、電子データとしても納品をされますので、今後、ホームページでも公開をして参ります。

次に、終わりました、今年の南光ひまわり祭りの状況について、ご報告をいたします。今年度の南光ひまわり祭りは、例年通り7月15日から30日の16日間、南光スポーツ公園を会場に実施をいたしました。ひまわりの開花状況をホームページで知らせると共に、各新聞、ミニコミ誌、テレビ放映等PRに努め、また期間中の土日には、臨時列車も運行いただきましたが、期間中前半は、毎日の雷雨、豪雨などの降雨により、メインのイベントである花火大会も中止せざるを得ない悪天候が続き、例年に比べ来場者は大きく減少いたしました。期間中の来場は、車のカウント台数は乗用車9,163台。観光バス469台。マイクロバス25台、計9,657台で、来場者は5,300人余りと推計をいたしております。

ちなみに昨年度の車のカウント台数が1万2,712台で、今年度については、期間前半の悪天候が来場者に大きく影響し、観光客が減少した大きな要因と思われます。

また、無料駐車券を6箇所で交付しましたが、その交付状況は251枚でございました。

なお、ひまわりの作付団地は7団地ありましたが、それぞれの団地が、順次開花し、その開花期間7月7日から8月9日間までの約1ヶ月間には、約8万5,000人ぐらいが来場されたものと推計をいたしております。

次に、西はりま天文台公園の運営状況についてご報告を申し上げます。

まず最初に、本年度7月末現在の利用状況について報告をいたします。入園者数につきましては、推定約3万1,000人で、前年度同期に比べ1,000人ぐらいの減少となっております。また、宿泊者数につきましては、家族棟に約1,270人。前年度同期に比べ6パーセントの減となっており、一方のグループ棟では、約4,500人となっており、前年同期に比べ4.9パーセント減少いたしております。これは、やはり5月からの天候不順により来園者、宿泊者が減少したものであると思いますが、夏休み期間中は例年通り両ロジ共満室の利用となりました。

今後とも、PRや行事に工夫を加えながら利用者の増加に努めて参りたいというふうに考えております。

次に、公園の主な事業につきましては、天文台の講演会、ゴールデンウィークイベント、ハーブクラフト教室、夏休みの親子木工教室など、親子で楽しく参加できる一般行事も無事終了しております、特に8月のスターダスト2006 in 大撫では、途中からの雷雨、突風等ありましたが、約1,800人の参加があり、一部予定を変更しながら、無事開催することができました。

また、小学校5年生を対象とした自然学校も9月までに8団体14校。延べ629人が参加し、前期を終了いたしております。10月以降には町立三日月小学校など6団体8校の実施を予定をいたしております。

以上、簡単ではありますが、行政報告といたします。

議長（西岡 正君） 以上で、行政報告は終わりました。

日程第4 . 報告第2号、佐用町外出支援調査特別委員会の報告について

議長（西岡 正君） 続いて、日程4に入ります。

報告第2号、佐用町外出支援調査特別委員会の報告につきましては、所管の特別委員会に調査を付託いたしておりましたので、これより外出支援調査特別委員長の調査報告を求めます。

外出支援調査特別委員長、川田真悟君。

〔外出支援調査特別委員長 川田真悟君 登壇〕

外出支援調査特別委員長（川田真悟君君） おはようございます。外出支援調査特別委員会の審査報告をさせていただきます。

まず、その前に文字の訂正をお願いしたいと思います。報告書2ページに亘って提出されておりますけれども、「のべ」という字が「記述」の「述」になっておりますけれども、「延期」の「延」という字に2ページ3ページ直していただきたいと思っております。

それでは、審査報告をさせていただきます。

本委員会に付託された事件は、調査、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第73条の規定により報告いたします。

第5回佐用町臨時議会におきまして、委員会条例第5条により全議員による特別委員会

の設置が可決されました。委員会名は、外出支援調査特別委員会であり、委員長に、私、川田。副委員長に高木議員が選出されました。

外出支援サービス事業につきましては、報告書の記述のとおり、延べ5回の委員会が開催されました。簡単に経過を報告させていただきます。

第1回目の委員会は平成18年6月1日に開催され、当局より外出支援サービス事業について、合併後の調整におきまして、福祉タクシー事業、助成事業と、ひまわりサービスを7月1日より実施したいとの提案がありまして、質疑応答を行いました。

2回目の委員会は、当局より7月1日の実施の延期、周知徹底の期間、また協議会の設置等の理由により、10月1日に向けての延期をお願いしたいとお話がありました。それに向けまして、議会の方でも、またより良いサービスを求めて研究調査をお願いしたいとの報告がありました。

それに伴い、第3回目の委員会は、先進地、淡路市に視察を行いました。

第4回目は、委員会のみ、担当課長が出席していただきましたが、委員会での委員会の案を議論いたしました。

第5回目は、福祉タクシー助成制度等、デマインド方式、外出支援サービス事業の具体的な数値を上げ、検討し、方向性を決定いたしました。

簡単ですけれども、記載につきましては、議事録をご覧くださいと思います。

当局におかれましては、延べ5回の委員会におきまして、各委員から出た意見を十分に配慮していただき、佐用町の地域特性を生かした外出支援サービス事業を実施していきたいと要望いたします。

最後になりますけれども、外出支援調査特別委員会に各委員、また当局並びにご協力いただき、感謝申し上げます。簡単ですけれども、委員会報告といたします。

以上であります。

議長（西岡 正君） 以上で、外出支援調査特別委員長の調査報告は終わりましたので、これより委員長報告についての一括質疑に入ります。
質疑ございませんか。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田議員。

17番（山田弘治君） はい、ただ今、全員構成による特別委員会のまとめの報告をしていただきました。その中で、私どもが主張しておりました10月1日からは、この試案でいってもいいけれども、新年度からは65歳を外して、多くの方が乗れる制度を始めて欲しいということを、この委員会、報告書に加えるということで、この委員会は了承しておったはずですが、それは、ここに今出てないんですけども、それをちょっとご説明いただけますか。

議長（西岡 正君） はい、委員長、川田委員長。

外出支援調査特別委員長（川田真悟君） 言われたとおりだと思いますけれども、先程も委員長報告になりましたように、文書には出ていないで、申し訳ないと思いますけれども、私の方から言いましたように、各委員の意見を十分に配慮していただきたいということを申し伝えておりますので、ご了承願いたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田議員。

17 番（山田弘治君） 私は、そういう軽いものじゃないと思います。やはり、それは、あくまでも、ここに、その文言を入れていただくことによって、町長等が考えていただく部分に入っていきわけですから、私は、口頭で言う部分の話ではないと思います。したがって、それと委員会としては、その文言を入れるということについて了解をした上で、この2案が、この案が了承をされたというように、私、理解しておりますので、これは必ず、この言葉として入れていただきたい。これお願いします。

議長（西岡 正君） はい、委員長よろしいですか。

〔外出支援調査特別委員長 川田真悟君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、川田委員長。

外出支援調査特別委員長（川田真悟君君） それでは、副委員長と、ちょっと相談をさせていただきたいと思います。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） ちょっと、暫く休憩します。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） ちょっと待ってください。休憩入りしましたんで。

〔山田君「今の発言に対して言わせてくださいということ」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） それでは再開します。
山本議員。

11 番（山本幹雄君） 委員会で決したことなんで、何も相談する必要がないと思うんです。ここにおける議員全員で協議して、そのように決めたことですから、当然、決めたことを、報告してもらったら、文書に書いてもらったらいいだけなんで、何も副委員長と相談する必要はない、皆さんが、ここで決めたことですから、決めたことは、皆さん了承しているんであって、その様に報告してもらったらいいだけなんです。はい。

議長（西岡 正君） はい、暫く休憩します。
はい、委員長、副委員長。はい。

〔山本君「何で、(聴取不能)」と呼ぶ〕

〔川田君「いや、いや、そうやないんです」と呼ぶ〕

議長(西岡 正君) 休憩中でよろしいか。再開して、再開で。
それでは、再開します。川田委員長。

外出支援調査特別委員長(川田真悟君) 当然、相談は、全員で、全委員会と山本さんの言われたとおりだと思いますけども、まず、その前に委員長、副委員長いうものがありますから、事前に、ちょっと副委員長と相談させていただきたいということなんです。
その辺、ご了承を願いたいと思います。

〔山本君「(聴取不能)」と呼ぶ〕

議長(西岡 正君) はい、それでは休憩します。
委員長、副委員長。

午前10時13分 休憩

午前10時46分 再開

議長(西岡 正君) それでは、再開をいたします。
先程の件でありますけれども、誰もが聞き間違いということもございまして、そのテープ起しで確認するとなりますと非常に時間がかかりますので、それは、今会期中に、もう一度皆で、そのこともテープ起しをしながら検討したいと、このように思いますので、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(西岡 正君) はい、ご異議なしと認めます。

日程第5 . 発議第2号 「佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部を改正する条例について(継続審査)

議長(西岡 正君) 続いて日程第5に入ります。
発議第2号、「佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例」の一部を改正する条例について議題といたします。
本案につきましては、所管の常任委員会に審査を付しておりましたので、これより総務常任委員長の審査報告を求めます。
総務常任委員長、敏森正勝君。

〔総務常任委員長 敏森正勝君 登壇〕

総務常任委員長(敏森正勝君) 命によりまして、総務常任委員会を開催いたしましたので、審議の経過及び結果を報告いたします。

去る、8月1日、午後1時25分から議員控室におきまして、6月6日の定例会に委員会付託を受けました、発議第2号、「佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」について6月15日委員会を開き、その報告を定例会第5日目の6月27日に報告をし、継続審議となりましたので、今回2度目の審議をいたしております。

出席者は、委員全員及び事務局長、副局長であります。

私より、継続審査に至った経緯の説明をし、質疑に入っております。

委員より発言のありました、主な内容について紹介します。

まず、継続審議の動議が報酬問題や政務調査費、諸々の手当や全体的に調査する中で判断すべきことで、費用弁償は不自然だと意見を出しましたが、動議の内容が政務調査費をどうするか、そういった結論を出すことが、この費用弁償についての態度が決めるということになるのか、あるいは他の問題も絡めて検討すべきとなっているというような意見から始まりまして、報酬を絡めた中で審議は非常に難しい。報酬は、合併協の中で、合併後非常勤特別職の報酬については報酬審議会を開いてするようになっており、費用弁償の内容を見ていませんが、可にするか否にするのかは、それぞれ旧町の中で、2町は貰っていたし2町は貰ってなかった状況もありますから、考え方が異なってくると思われる。費用弁償について、原案に対して否とするのか、可とするのかを、今回これを決めて、報酬は別個の絡みの中で審議してもらうことが、良いと思う。報酬審議会の中身については、費用弁償をもらっているじゃないか、という話が仮にあったとしたら、その時点で、費用弁償を、また再度どうするか決めたらいいと思う。費用弁償を伸ばしてみても、報酬に絡ましても、直ぐに結論が出ることでもありませんし、継続審議になった経緯はありますけど、最終的に結論出しても良いのではないかと思います。

また、合併協でのどのような経緯になっているか聞きましたが、報酬審議会の関連と費用弁償等々については分離したものである。したがって費用弁償については、議会の中で審議し、報酬審議会は、町長の諮問機関ですから、そういう時期がくれば、全体的な意見調整される中で、検討すべきであるという意見が出ております。

それにつきまして、報酬は、そうですが、政務調査費は、これは報酬審議会には関係ありません。議員の調査研究費に対して政務調査費を支給できる。考え方として、政務調査費というのは議員の調査研究に8,000円を旧三日月の場合は支給する。それで十分に調査研究をなさいと。そして決まれば議員の本来の仕事である本会議や委員会には費用弁償を出さないと。そのような考え方が出来るのかどうか。費用弁償は別だ。政務調査費は別だ。というのが正しいのか。このあたりもあると思う、政務調査費を出すのだから費用弁償は、いらないと考えるのであれば、政務調査費を決めたら良いと。

また、政務調査費とは、人について、勉強不足ですが、例えば極端な話、自分の出している機関紙には使えるみたいですよ。これにつきまして、この当たりが、用途、使い道の基準がある。条例の中には、その条例の内容を詳細に決めておかないと、何でも領収書があれば良いということになれば、非常に問題になる。全国の自治体で基準は作っていると思う。参考にして調査すれば、変なものに出さないということが守れると思う。という意見がありました。

また、政務調査費は一人ずつは止めようと。委員会をもって、委員会で、何時、どこで、何を目的に、委員会で調査してきたかが住民には説明しやすいし、今まで委員会の研修の方に当てたのが現実なんです。政務調査費というのは、個々には認めていない。

費用弁償についても、政務調査費についても、議員個々の倫理問題だということも出ておりました。

また、統一されたものになるか、個人プレーになってしまうのか、置けるものであるが、置けばややこしくなるように思えるから、兵庫県内置いていないのが実態です。というこ

とでありました。

そこで事務局の方から出ておりますが、出ているところは会派別に、県議会議員さんも会派別に出ています。領収書などについては充分整理されておるものについて、公開できるようにしてきますということです。

また、委員さんの方から、一番問題が起こりやすいのは政務調査費で、会派によって違うし、人それぞれ考え方が違うので、自分が思っている研修が出来るかどうかの問題もある。新年度予算を置くにしても、それぞれの委員会で研修として置いているのは、団体プレーでやって欲しいという考え方で予算を置いている。政務調査費と費用弁償とは別だという考え方に改めなければならない。はじめは政務調査費も費用弁償も報酬も含めた中で、委員会で付託して審議したということでしたが、いろいろ議論した結果、別々に離して考えた方が良く思うと。

そこで、事務局の方から、費用弁償と政務調査費は別ですので、それぞれの角度から検討していただく方が妥当だと思うという意見が出ております。

また、費用弁償は事前に使った分に対して貰う、政務費はこちらから請求するものだから。これまでの間、時間ももらったので、議員のOBや町民の皆さんと話すことが出来たから、なお一層、自分の考え方を明確にできると思うと。

その他、似かよった意見もありましたが、これらの内容を行政としても検討していただきたいとの声もありました。

これで質疑を打ち切りまして、本案についての討論に入っております。

で、反対討論でございますが、今まで4町合併以前は三日月、上月が費用弁償を貰っていたが、佐用、南光は頂いていなかった。それは、当時の条例の中で決定されていたことですから、それは良いが、今回は合併後について、新たにどうするのかということでありまして。元々報酬がありますが、正直言って、この報酬で生活できるような状況ではない。報酬が低いために、出席した時に費用弁償は出しますよということだと思っていると。元々の費用弁償の考え方は、議会の報酬が適正であるかどうかというのは、正直言って適正でないと思っている。新しく議員になられた人が一生懸命議会の活動に専念できるような報酬を上げるまでは、当然、費用弁償として頂くべきだであると思っています。

それから、賛成討論でございますが、経過として、元々は、旧4町全て議会に費用弁償がありました。経過の中で南光、佐用は廃止をしたという。これが今までの経過であります。その必要性があって廃止したのが実態です、その中身としては、確かに議員報酬は高いというふうには議員は思っていないが、実際、議長30万、議員22万8,000円。勿論、それから税金は引かれますけど、この額は、今の厳しい町民の実態から見れば、不当に安いとか、そういった実態じゃない、40代でも20万手取りあるか無いかといった人が、かなりおられます。生活実態のなかで、私は高いとは言わないが、そこそこの報酬になっていると、判断している。この間、町長や職員の給与は、人事院勧告に基づいて引き上げしました、町三役については、大幅な引下げをしてきた経過があります、議員本来の仕事であります、本会議や閉会中の委員会に出席するのは当然で、それに対する報酬という形で支払っているというのが、無駄じゃないか、そういうことからすれば、報酬プラス費用弁償というのは、やはり給料の二重取り、こういう批判されても仕方ないと思うと。

もう一方、賛成討論がありました。省略をさせていただきたいと思っております。

他に討論はなく採決いたしております。

賛成2。反対5人。反対多数で否決としております。

以上、付託案件であり継続審査となっていました、発議第2号について報告をいたしました。

議長（西岡 正君） 以上で委員長の報告について、報告を終わります。
これより本案について討論に入りますので、よろしくお願ひします。
討論ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） 本案に対する賛成討論を行います。

議員報酬は、議員活動に対して出されているものであります。この事からして、議員活動の中心的な内容であります委員会への出席に対して更に費用弁償の支給は委員長報告どおり給料の二重取りとの批判を免れないものであります。

合併前に、旧佐用、南光両議会が、この費用弁償を廃止していたのは、議会人としての良識を示したと言えるものであります。この事は、町民に信頼される町議会としていくために、重要であることを指摘して本案の賛成討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、他にございませんか。

無いようですから、これをもって討論を終結いたします。

発議第 2 号「佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部を改正する条例について、採決に入りたいと思います。

これで、本案についての討論を終結いたします。

続いて、本案について採決に入ります。

発議第 2 号「佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部を改正する条例について、委員長報告は否決であります。したがって、原案について採決をいたします。

発議第 2 号「佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに賛成の方、起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立少数と認めます。

よって発議第 2 号「佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部を改正する条例については、否決されました。

日程第 6 . 発議第 12 号 「道路整備の財源確保を求める意見書（案）」の提出について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 6、発議第 12 号「道路整備の財源確保を求める意見書（案）」の提出についてを議題といたします。

お手元に配布いたしておりますので、事務局長に朗読させます。

議会事務局長（岡本一良君） 発議 12 号「道路整備の財源確保を求める意見書（案）」の提出につて、別紙の通り「道路整備の財源確保を求める意見書（案）」を関係方面に提出されたく会議規則第 14 条の規定にり提出します。

平成 18 年 9 月 12 日提出。提案者、佐用町議会議員、新田俊一。佐用町議員、高木照雄。
以下、矢内作夫、岡本安夫、森本和生、山田弘治。

理由、地方道路整備に必要な財源確保並びに財源の重点配分を実現するため。
以上です。

議長（西岡 正君） 事務局長の朗読が終わりました。
発議に対する提出者の説明を求めます。2 番、新田俊一君。

〔 2 番 新田俊一君 登壇 〕

2 番（新田俊一君） 2 番、新田です。ただ今、指名がございましたので、発議第 12 号の道路整備の財源確保を求める意見書の提出について報告をいたします。

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設であり、道路網の一層の整備は、広域的な地域間連携、地場産業の振興、商業の活性化、観光産業の育成等を促すとともに、活力と魅力ある地域づくり、安全で快適な環境づくりを推進するために必要不可欠な社会資本である。

平成 17 年 10 月に旧佐用郡 4 町が合併し誕生した佐用町の町域は約 308 キロ平方メートルと広大で、そのなかの国道、県道及び町道あわせ道路総延長は 857 キロメートルである。

これらの道路整備はまだまだ立ち遅れている状況にあり、円滑で快適な道路交通及び歩行者の安全な通行確保のため、幹線道路及び生活道路等の整備は急務である。

よって、本町議会は、国における道路特定財源の見直し論議に当たっては、このような地方の実情と懸念を十分勘案の上、道路特定財源を道路整備のための安定的な財源として確保し、遅れている地方道の整備を地方が主体的に行えるよう、地方への配分割合を高められるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出しましたところで、ご理解をよろしくお願いします。以上です。

議長（西岡 正君） 発議に対する提出者の説明は終わりました。
本案につきましては、本日即決といたします。
これより発議に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔 金谷君 挙手 〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

6 番（金谷英志君） 道路特定財源の確保ということでありましてけれども、道路特定財源、いわゆる揮発油税、石油・ガス税、自動車重量税、石油引取税、地方道路税、自動車取得税等ありますけれども、この内意見書の中で述べられております地方道路に対して、この割合は、どのぐらいの金が使われているのでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、新田議員。

2 番（新田俊一君） それは、ちょっと分かりません。もし担当課で分かればご説明願いたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、分かります、建設課長。

建設課長（野村正明君） ただ今のご質問でございますけれども、地方に特定するということじゃなくて、とりあえず特定財源の一般財源化に反対という意味で、大きな意味で述べたいと思うんですけども、国と地方併せて、国の予算ですけども、ここ数年ですね、約 12、13 兆円で推移しておるんじゃないかと思えます。

それが先程、議員おっしゃったように、国税 3 税、町税 5 税ですか、その収入割合につきましては、約半分の 6 億程度を見込んでおりまして、それらの財源が、私どもは、道路整備にですね全額当てなさいと。全額当ててくださいというふうな要望をしておるということでございます。

議長（西岡 正君） はい、ありがとうございました。

金谷議員よろしいですか。

他に。

無いようでしたら、質疑を終結いたします。

これより、発議第 12 号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

6 番（金谷英志君） 発議第 12 号「道路整備の財源確保を求める意見書（案）」について反対討論をいたします。

意見書案の中には、道路特定財源を道路整備のための安定的な財源として確保しとありますが、道路特定財源は、確保ではなく、町民の福祉に使える一般財源化こそ求められております。揮発税を道路特定財源にした 50 年前からこれまで、その多くの人は高規格道路、高速道路建設に当てられてきました。無駄な高速道路は造らないとの看板を掲げて、道路 4 公団が民営化されましたが、実態は 4 全総でしめられた、道路・高速道路延長 1 万 4,000 キロメートルを造り続ける枠組みがつくられ、その為に、道路特定財源の確保が叫ばれてきました。年間 5 兆円を超える財源が、もし道路の為にだけに使わなければならない特定財源のままであれば、無限に道路を造り続けることになってしまい、財政破綻と環境破壊が取り返しのつかないことになってしまいます。勿論、生活に密着した、町内及び地方道路について渋滞対策、交通安全対策、バリアフリー化や環境対策などは引き続き行う必要がありますが、これらは、道路特定財源であっても、一般財源を使って、充分実施することはできます。また、そうなれば、他の施策との比較しながら、総合評価の中で優先順位を決めて建設の是非が判断できることとなります。

道路特定財源を一般財源化して、福祉施策などに活用することは、町民の切実な願いに応えることとなります。

以上の理由から、道路特定財源を道路整備の為に安定的な財源として確保することを要望する本意見書には反対であります。議員各位のご賛同を期待して討論を終わります。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本議員。

11 番（山本幹雄君） 賛成討論をいたします。

11 番、山本です。この道路財源を求める意見書というのは、先程、反対討論の中で、この財源は高速道路云々というような発言もありましたが、今回出されるものは、高速道路云々というものではありません。この佐用町というのは、今、ハッキリ言いまして日本全国、都市に集中している交通網に対して、地方というのは非常に遅れいているというのが、現実であります。

4 町合併したと言えども、町間における道というのは、まだまだ整備されておられません。例えば、今、問題になっております、海内から三河へ抜ける道、寺坂峠がハッキリ言いまして、ただ今通行止めになっております。また、上月町から佐用町へ抜ける山田の道、山田何だたっけ

〔「下庄佐用線」と呼ぶ者あり〕

11 番（山本幹雄君） 下庄佐用線か。においても、町民の要望としては、少し広く、違うとったんか、ごめん、無茶言いよう。すみません。

その道においても、町民の要望としては、もう少し拡幅し安全に通れる道にして欲しいという要望があります。

また、南光から佐用町に抜ける三河、長谷に抜ける道、佐用線か。においても拡幅して欲しいという要望も出されております。反対討論の中にあつたように、この要望は高速道路を拡幅するためのものではありません。この地元佐用町における道路を町民が、要望している、少しでも通行しやすく旧 4 町間が少しでも行きやすくするための要望書、意見書であります。そういう意味において賛成討論といたしたいと思えます。

議長（西岡 正君） はい、他にございませんか。

はい、無いようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、発議についての採決に入ります。

ただ今、議題となっております、発議第 12 号「道路整備の財源確保を求める意見書(案)」の提出についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 賛成者、多数と認めます。よって本案は原案のとおり可決・否決 されました。

日程第 7 . 発議第 13 号 「社会教育行政の正常化を求める決議(案)」の提出について

議長（西岡 正君） 日程第 7、発議第 13 号「社会教育行政の正常化を求める決議(案)」の提出についてを議題といたします。

お手元に配布いたしておりますので、事務局長より朗読をさせます。事務局長。

議会事務局長（岡本一良君） 発議第 13 号「社会教育行政の正常化を求める決議(案)」の提

出について。

別紙のとおり、「社会教育行政の正常化を求める決議（案）」を会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 18 年 9 月 12 日提出。提案者、佐用町議会議員、鍋島裕文。賛成者、佐用町議会議員、吉井秀美。同じく笹田鈴香。同じく平岡きぬえ。同じく金谷英志。

理由、法律どおり社会教育を教育委員会の所管として、教育行政の正常化を図る。

以上です。

議長（西岡 正君） 発議に対する提出者の説明を求めたいと思います。21 番、鍋島裕文君。

〔21 番 鍋島裕文君 登壇〕

21 番（鍋島裕文君） 失礼します。

本案は、本町の社会教育事務を、町長部局から教育委員会に戻すことにより、教育行政の正常化を図ろうとするものであります。

社会教育とは何かということについて、社会教育法では、その第 2 条で社会教育の定義を次のように行っています。

第 2 条、この法律で社会教育とは、学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる組織的な教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動を言うとしています。つまり、学校以外で行われる幼児の保育から高齢者までの教育活動全般を社会教育としているわけであります。ですから、教育の目的を実現するためには、学校教育と社会教育は切り離して考えられないものであります。

そこで法律では、学校教育を所管する教育委員会に、この社会教育事務の所管を義務付けているわけであります。

例えば、地方教育行政法では、第 23 条で教育委員会の職務権限として社会教育を明記しています。また、社会教育法では、第 5 条で市町村の教育委員会は社会教育の事務を行うことを明確にしています。

本町の現状であります。学校教育は教育委員会。社会教育は役場という体制は、これは法律に照らして違法と言わざるを得ないものであります。これらの法的問題は、本町の条例でも、その矛盾として表れております。

例えば、町立図書館を見ると、この管理が教育委員会であることは、社会教育法第 5 条でハッキリしています。ところが、本町課設置条例や行政組織規則では、その管理を生涯学習課とする一方で、佐用町立図書館条例では、その管理を教育委員会とするなど、同じ町の条例なのかと疑わざるを得ないことになっています。

4 月の町議会議員選挙の中でも多くの方から社会教育は教育委員会に戻すべきとの声をお聞きしております。社会教育行政を教育委員会の所管に戻し、教育行政の正常化を求める本決議案へのご賛同をお願いいたしまして、説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 発議に対する提出者の説明は終わりました。

本案につきましても、本日即決いたします。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

6 番（金谷英志君） 動議を提出いたします。委員会付託の動議であります。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） 動議に賛成します。

議長（西岡 正君） はい、ただ今、金谷君から発議 13 号「社会教育行政の正常化を求める決議（案）」の提出について、教育、失礼。委員会付託することに動議がありました。そうですね。まだですかね。その内容は言うてないね。まだ。はい、動議の内容。

6 番（金谷英志君） 委員会付託動議の提出についてと説明をいたします。
提案説明にあった違法との指摘は重大であります。議会として違法かどうか白黒を明確にすべきであり、その為の本案は総務常任委員会に付託して慎重審議すべきであります。

議長（西岡 正君） はい、大変失礼しました。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） 岡本議員。

13 番（岡本安夫君） すみません。動議が出とんですけど、その前にですね、今回、その初めてみる議案の中で、かなり即決があるんです。その辺りを、何故そういうふうにされたのかということ、先にちょっと一回伺いたいんですけども。まあ、この場で聞くべきかどうか別として。

〔「そりゃまずいで」と呼ぶ者あり〕

〔岡本安君「まずいかな？」と呼ぶ〕

〔「そりゃそうじゃがな、お前、そりゃ」と呼ぶ者あり〕

〔「そりゃ、まずいで」と呼ぶ者あり〕

〔岡本安君「何で？」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔「議長が答えるんだったら答えたらいいんです」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔岡本安君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 大変失礼しました。

ただ今、金谷君から、発議 13 号「社会教育行政の正常化を求める決議（案）」の提出について委員会付託することに動議がありました。

この動議に賛成の方の挙手を願います。

〔「挙手、起立違うん」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） いやいや、挙手です。結構。挙手でお願いします。

〔「ハッキリしとって欲しい」呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 挙手で。挙手で。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 2 人以上の賛成者があり動議が成立いたしました。

動議については会議規則第 16 条の動議成立に必要な賛成者の数は 2 人以上となっております。動議成立により金谷君から、発議第 13 号「社会教育行政の正常化を求める決議（案）」の提出について、委員会に付託する動議を議題とすることについて採決を行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、少数であります。よって委員会に付託する、委員会付託に付記することの動議は否決されました。

〔議会事務局長「これです。動議否決されたから」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 動議が否決されましたので、これより発議についての採決に入ります。

〔「討論。討論」と呼ぶ者あり〕

〔議会事務局長「あ、討論」と呼ぶ〕

〔議長「討論に入るん」と呼ぶ〕

〔議会事務局長「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） これより発議第 13 号について討論に入ります。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、討論ありますか。

11 番（山本幹雄君） 質疑があって討論でしょ、質疑はないんですかいうて。質疑は求めないんですか？あるかないか知らんけど。

議長（西岡 正君） 大変失礼しました。
これより発議に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔川田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、川田議員。

16 番（川田真悟君） はい、16 番、川田です。

先ほど、提案者の方からの意見書（案）に決議案に対しましては、地方教育法第 23 条に違反しているとハッキリ明記されておりますけども、先ほど、金谷議員の発言の中におきましては、委員会において付託して違反しているか違反していないかをハッキリさしたという意見がありましたけど、これどういう意味でしょうかね。提案者の方。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔川田君「いやいや、提案者に」と呼ぶ〕

〔「森本君「提案者じゃ」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 提案者。はい。

21 番（鍋島裕文君） 社会教育法、地方教育行政法で明確に述べてあるということを提案説明でしたわけであります。私は、そのように根拠を持って提案したわけですけども、議員全員でね、そのことを慎重に審議して確認すべき内容だというような姿勢の金谷議員からの動議じゃなかったかというように思いますけど。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

16 番（川田真悟君） はい、よろしいです。

議長（西岡 正君） はい、他に。ありませんか。
無いようですので、これで発議に対する質疑を終結いたします。
これより発議第 13 号について討論に入ります。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

〔川田君「反対から行こ」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、川田議員の方から、反対。

16 番（川田真悟君） はい、16 番、川田です。

この発議第 13 号に対しまして反対討論をさせていただきます。

確かに、以前と旧町合併以前と比べまして教育委員会のあり方が、多少、私は変わったとは、当然思っておりますけども、この中で、今、合併後当局の方で、そういった方法取られたとは思っておりますけど、まだ合併して 1 年余り経っているか経っていないかという状況でございます。

社会教育に対する成果そのものがハッキリ見えてきてない状況ではあると思います。

また、この決議（案）にありますように、教育法に 23 条に違反していると明記しておりますけども、こういったことは当然、当局側も、私はハッキリ分かっていると思っております。違反したようなことをする訳はないと思っておりますけども、もう少し時間をかけて、じっくりしていただきたいと思っておりますので、この案に対しましては反対討論とさせていただきます。

以上であります。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） はい、20 番、吉井です。

私は、発議 13 号「社会教育行政の正常化を求める決議（案）」に賛成の討論をいたします。

これは、社会教育法第 2 条で社会教育法とは学校教育に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成年に対して行われる組織的な教育活動を言う。

第 3 条 2 項の国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することに鑑み、学校教育との連携の確保に努めるとともに、家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするものとする。

そして第 5 条では、市町村の教育委員会の事務を謳っていますが、1．社会教育に必要な援助。2．社会教育委員の委嘱。3．公民館の設置及び管理。4．所管に属する図書館、博物館、青年の家その他社会教育に関する施設の設置及び管理。5．所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設並びにこれらの奨励。7．家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座、集会の開催。8．職業教育、技術指導。9．生活の科学化の指導。10．運動会など他体育指導の奨励。11．音楽、演劇などの奨励。12．青少年に対し社会奉仕、自然体験の機会を提供。13．社会教育資料の刊行配布。14．視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材、資料の提供。15．情報の交換及び調査研究としています。

また、地方教育行政法第 23 条は、社会教育を教育委員会の所管事務としています。

県教育委員会では、市町部局に事務の委任は可能であり、例えば、スポーツなど一部委任する例はある。しかし、佐用町を見ると大半が町長部局になっており特異だと注目しています。

学校教育と社会教育は車の両輪とする論は強い。委任については、町民にとってのメリットが明確でなければならない。このように言っております。

以上の諸問題を考えると教育体制を合法的に是正するべきと考え賛成をいたします。

議長（西岡 正君） はい、他にございませんか。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本議員。

11 番（山本幹雄君） はい、反対討論です。

法的な問題は、後々行政側の方で検討してもらって、してもらったらいいかないかと思いません。ただ私は、そこでこの問題、私も上月でハッキリ申しまして柔道を子どもに教えております。この管轄本来であれば、この文章に載っておれば、当然、教育長の管轄でありますけども、現実問題、じゃあそこで誰が教え、誰がやっているかということになると、教育長関係は、まず本来知らないと思います。現実に行っているのは、一般の、まあ私達とか、そういった方達が子どもに教えたり、まあスポーツだけではない。いろんなことを教えている。これが現実なんです。

で、教育長は、当然学校の先生上がり、それ以外で、私も、おられない方もおられますので、学校関係に対することに対して非常に知っておられるし、よく理解されておられると思いますけど、じゃあ一般におけるスポーツとか、そういった各種団体がやられていることにおいて、どこまで知り得ているかということ、現実問題は、そんなに知り得ていないのが現実ではないかと思いません。

旧上月町時代に、私は、合併後も庵造町長に言わせていただきましたけれども、体育館の使用料金が無料。ああ、すみません。小学校や中学校の体育館の使用料は無料と。ところが町民体育館の道場の柔道の柔道場が使用料が有料と。これはおかしいのではないかとということで、旧上月町時代に言わせてもらったことがあります。総務課長の方へ相談に行かせてもらったことがあります。その時、総務課長はハッキリ言われました。これ、小林課長じゃないですよ。ではない課長ですけどもハッキリ言われました。教育関係が、ちょっと言葉汚いですけど、勝手に決めとんで、私は分からんのんです。言いました。で、やってるのは、どこかと言えば、役場が実際動かし、管理しながら、管理は教育長。そこに、ものすごくねじれが実はあったということなんです。そういうねじれがあって、そのことに関して庵造町長に合併後、そこらへんの料金をハッキリ考えて欲しいという話をさしていただいて、庵造町長は考えるというふうに答弁していただきましたけども、そういったことが現実であります。

そういった意味において、まあこの分離することがいいのか悪いのかというのは結論はハッキリ言って、私、まだ出ていないと思います。いろんなねじれもあると思いますし、難しい問題もあると思います。その結論が出ずに、今の段階で、元の状態に、正しい状態はこうだというのは、私は間違いではないかと思いません。そういった意味において、この案に対して、私は反対討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、他にございませんか。

〔高木君「反対討論よろしいか？よろしいですか？」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい。

〔高木君「反対討論」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、高木議員。

10 番（高木照雄君） 私も、この社会教育につきまして、課長なりに、いろいろ、そう聞かせてもらおう。

社会教育、ばらばらありました社会教育課の中で教育委員会として守っていかないけない埋蔵文化財、そういった埋蔵文化財系のものに対して教育委員会が、そのまま教育委員会に、総務課に残している。また学生の中学生のトライやるウィーク、そういう関係は教育委員会に残っておる。まして、佐用町がやっております社会教育、生涯学習課ですか、それに適したものの、公民館というものは町行政の社会教育課に直接離れたということで、それぞれの立場で、それぞれの置かされた持ち場の中での、この仕分けされた、今回の、この社会教育を町行政に移したのものであると、私は思っております。

教育関係に関することは、教育委員会ですと。また公民館関係の管轄のものは生涯学習課ですとというような2つに分かれた、1つの違った形での見直しで進められた、この活動に対して、一度やってみなければ分かりませんので、私は、そのまだやりもせん間から、とやかく言うより、一度やってみた結果、また見直すところは、見直したらいいと思ひまして、この議案に対して反対討論いたします。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。

無いようですので、これで発議についての討論を終結いたします。

これより、発議について採決に入ります。

ただ今議題となっております発議第 13 号「社会教育行政の正常化を求める決議（案）」の提出についてを原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 賛成、少数と認めます。

よって本案は原案のとおり否決されました。

日程第 8 . 発議第 14 号 「上月・南光郵便局の集配業務及びその他のサービスの維持存続を求める意見書（案）」の提出について

議長（西岡 正君） 日程第 8、続いて日程第 8 ですが、発議第 14 号「上月・南光郵便局の集配業務及びその他のサービスの維持存続を求める意見書（案）」の提出についてを議題といたします。

お手元に配布いたしておりますとおりでありますので、事務局長に朗読をさせます。
議会事務局長。

議会事務局長（岡本一良君） 発議第 14 号「上月・南光郵便局の集配業務及びその他のサービスの維持存続を求める意見書（案）」の提出について、別紙のとおり、「上月・南光郵便局の集配業務及びその他のサービスの維持存続を求める意見書（案）」を関係方面に提出されたく会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 18 年 9 月 12 日提出。

提案者、佐用町議会議員、平岡きぬゑ。賛成者、佐用町議会議員、鍋島裕文。同じく吉

井秀美。同じく笹田鈴香。同じく金谷英志。

理由、上月・南光郵便局の集配業務廃止計画を撤回し、今までどおりの集配サービスとその他のサービスを後退させないため。

以上です。

議長（西岡 正君） 事務局長の朗読が終わりました。
発議に対する提出者の説明を求めます。平岡きぬ系議員。

〔18番 平岡きぬ系君 登壇〕

18番（平岡きぬ系君） 発議第14号「上月・南光郵便局の集配業務及びその他のサービスの維持存続を求める意見書（案）」の提案理由をさせていただきます。

日本郵政公社は、平成19年10月の完全民営化を前に来年3月までに1,048の集配局を無集配局とする再編合理化を行い、上月・南光郵便局は来年2月に集配業務の廃止が行われようとしています。集配局が無くなると郵便物の収集、区分と配達の業務。貯金、保険の集金などの外務が廃止されます。これまで十数名でサービスを提供してきた集配局は、わずか数人で窓口業務を行う無集配局になってしまい、サービスの低下は避けられません。また、数十キロ先から集配業務をしなければならなくなり、収集配達の遅れなど、都市部との格差は更に拡大されます。

郵政公社は、将来的には更に全国で1,088局の拠点集配局に集約しようとしており、こうした集配業務の統合は、地域サービス低下を招くだけでなく、将来の過疎地の郵便局統合の、過疎地の郵便局統合の布石となる恐れもあります。

郵便局は、地域の中心的な役割を担っており、郵便配達員が高齢化する地域社会を支えています。

昨年の国会で竹中郵政民営化担当大臣は、原則として過疎地の郵便局は維持されると述べています。今回の早急な集配局の廃止は、その旨にも反し、地方を切り捨て過疎を一層推進、進行させるものです。

上月・南光郵便局の集配業務及びその他のサービスの維持存続の意見書を関係機関に提出し、郵便局の集配業務廃止反対の意思を佐用町議会として行おうとするものです。

議員各位の賛同をよろしく願いして、提案理由の説明を終わります。

議長（西岡 正君） 発議に対する提出者の説明は終わりました。

本案についても、本日、即決といたします。

これより質疑に入ります。質疑のある方ございませんか。

議長（西岡 正君） ないようでございますので、

〔鍋島君「議長、動議」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

21番（鍋島裕文君） 委員会付託の動議を提出いたします。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） 動議に賛成をいたします。

議長（西岡 正君） ただ今、鍋島議員から発議第 14 号「上月・南光郵便局の集配業務及びその他のサービスの維持存続を求める意見書（案）」の提出について委員会に付託すること。

動議が成立いたしましたので、動議の趣旨の説明を願います。

21 番（鍋島裕文君） 失礼します。

委員会付託の動議であります。本意見書案は、本町のような過疎化が進行する町では、本当に重要な内容であります。町民の代表である議員としては、十分な検討をすべきであり求められております。また地元の自治体や議会から強い異論の出ている所は、実施の先送りもされている現実からしても、即常任委員会の付託を行い十分な慎重審議されることを求めます。

議長（西岡 正君） はい、動議成立により、鍋島議員から発議第 14 号「上月・南光郵便局の集配業務及びその他のサービスの維持存続を求める意見書（案）」提出について委員会付託する動議を議題とすることについて、採決を行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、少数と認めます。よって委員会付託に附記することの動議は否決されました。

これより発議第 14 号についての質疑に入ります。質疑のある方

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） 無いようでございますので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております発議第 14 号「上月・南光郵便局の集配業務及びその他のサービスの維持存続を求める意見書（案）」の提出について討論に入ります。討論のある方。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） 賛成討論ですけど、いいですか。

議長（西岡 正君） はい。

5 番（笹田鈴香君） 5 番、笹田鈴香でございます。

私は、発議第 14 号「上月・南光郵便局の集配業務及びその他のサービスの維持存続を求める意見書（案）」に賛成の討論をいたします。

日本郵政公社は 9 月 8 日、強い反対の声を押し切って郵便局の収集、配達業務再編計画

に 11 日から着手することを明らかにしました。

同日は第一段階として岡山県など 11 県内の 149 局で郵便物の集配区分業務を廃止し、業務と担当職員を近隣の局に移管集約する計画です。残りの約 900 の局も来年 3 月までに無集配局にする方針です。

再編計画では、現在、全国に 4,696 ある集配局の内 1,088 局は集配区分を行う統括センター。2,560 局は配達だけの配達センター。残る 1,048 局は窓口業務だけの無集配局にして約 1,000 人分の業務を減らし、2009 年度に年間 100 億円のコスト削減を目指しています。

上月郵便局・南光郵便局も来年 2 月集配廃止の予定になっていますが、郵便局ほど地域に密着した業務は他に無いと思います。無集配になれば、特に高齢化率の高い過疎地では、郵便物の配達が遅れる。貯金や保険などの集金なども気軽に預かってくれなくなる。不在で郵便物をどうしても自宅に取りにいけない、受け取れないとき、上月の人も南光の人も佐用郵便局まで取りに行かなくてはならない。こういったサービス低下は免れないと考えます。

以上の理由で本案に賛成の討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。

無いようでございますので、これで発議についての討論を終結いたします。

これより発議についての採決に入ります。

ただ今議題となっております、発議第 14 号「上月・南光郵便局の集配業務及びその他のサービスの維持存続を求める意見書（案）」の提出についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、少数と認めます。よって本案は否決されました。

日程第 9 . 議案第 155 号 工事請負契約の変更について

議長（西岡 正君） 日程第 9 に入ります。

なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配布いたしており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、朗読を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

議案第 155 号、工事請負契約の変更について（北部簡易水道事業、北部・漆野総合簡易水道水量拡張工事）を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今上程をいただきました、議案第 155 号、工事請負

計画の変更についての提案理由のご説明を申し上げます。

本案件の北部簡易水道事業、北部・漆野総合簡易水道水量拡張工事につきましては、旧南光町議会、平成 16 年 9 月定例議会において契約金額 5 億 6,175 万円。請負者、株式会社クボタ建設を契約の相手方として提案議決され、工事請負契約を締結いたしております。

また平成 17 年 6 月の定例議会においては、請負金額を 1 億 3,263 万 7,050 増額した変更議案が提案議決され、工事請負金額の変更契約を締結いたしております。

本事業の工事完了は平成 19 年 3 月 1 日の予定で本年度が最終年度であり、平成 18 年度国庫補助金申請に伴い需用費の精査を行った結果 2,850 万 9,600 円増額して 7 億 2,289 万 6,650 円に契約変更するものであります。

この増額要因といたしましては、北部及び漆野簡易水道施設である既設排水地 3 箇所、減圧槽 1 箇所の内面防水塗装工事の追加 1,068 万 5,000 円。浄水施設である高速沈殿地の内外面防水塗装工事の追加 700 飛び 6,000 円と国県町道等の舗装復旧工事の追加 1,076 万 4,000 円が主な増額要因でございます。

また、今回の提案において契約の相手方を変更いたしております。

株式会社クボタの 100 パーセント出資の株式会社クボタ建設を、国内工事における官公需元請工事から撤退し、専門工事会社としての事業の再編方針により、株式会社クボタ建設に関する一切の権利業務を平成 18 年 8 月 1 日に設立された、株式会社クボタ工建が継承することが両者の株主総会において議決をされました。

このことにより、本建設工事請負契約書第 5 条、但書の規定により、その決議を承認し、本契約を株式会社クボタ工建大阪支社、取締役大阪支社長、滝口秀則氏を相手方として変更契約の締結を行うものであります。

佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましても、本日、即決といたします。

これより、本案についての質疑に入ります。質疑のある方。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） 岡本議員。

4 番（岡本義次君） 4 番、岡本です。

クボタの親会社から子会社が変わった、そういう何かの原因の経緯教えていただきたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長「課長」と呼ぶ〕

水道課長（西田建一君） 提案理由の中で町長が申し上げましたように、株式会社クボタ建設につきましては、株式会社クボタの 100 パーセントの全額出資の子会社でございます。その親会社でございます株式会社クボタの経営方針の中で、提案理由に申し上げましたように、官公需の元請業者からですね撤退すると。いう再編が親会社の方の考え方でございます。

す。で、それを受けまして、クボタ建設が解散し、新たに株式会社クボタ工建というものを設立したと。そういった状況の中で、株式会社クボタ建設の一切の権限を、権限業務等をですね、クボタ工建に譲渡するということの株主総会等の議決の中で決議され、それが町長に対して承認願いがあり、町長が承認したということでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾議員。

7番（松尾文雄君） 今回の案件につきましては、2回目の補正ということで、まず1回目には、1億からの補正があったという報告が先ほどもありましたけども、ただ今説明ありましたけども、内面の防水塗装、または国県道の舗装というものが、そういった時に分からなかったのか、本当に、こう急遽、こういったものが出てきたのか、そういった点をもう少し詳しく教えてください。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長「課長」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、水道課長。

水道課長（西田建一君） はい、ご指摘のとおりでございます。

で、そのいわゆる、旧南光町の議会の昨年の6月定例会の中で、そういったことが予想されなかったかということでございます。確かに、ご指摘のとおりでございます。

まあ、そういった状況、ちょっと私の方も充分、理解をしておりますけれども、国県町道、いわゆる浄水場の場内、それから、それに対する進入路等の舗装工事等が、若干残っております。そういった中で、昨年の6月の南光町、旧の6月定例会の中で、提案する時に、そういったものが、十分に精査されなかったと。そういった中で、最終年度事業を向かえる中で、先ほど申し上げ、増額要因と申し上げました、いわゆる既設の排出地3箇所。減圧槽。それから高速沈殿地等ですね内外面の塗装を検討した中で、まあどうしても、できる、起債等の財源充当との兼ね合いもあるわけなんですけども、できんのであれば、この工事の中で何とか完成をみたいというような考え方の中で、精査させていただいた中で、本日提案をさせていただいております。

若干、ご指摘のような、その詰めの甘さというものが、確かにあったかなというふうに思いますけれども、充分ご理解をいただけたらというふうに思います。

議長（西岡 正君） はい、他に。

あっ、よろしいか。松尾さんよろしいか。松尾議員。よろしいですか。松尾議員よろしいですか。

7番（松尾文雄君） はい。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田議員。

2番（新田俊一君） ちょっと、あの、2番、新田です。

勉強不足で分からないんですけども、この近くいうんですか、西播磨県民局あたりであれば、会社が変われば、変わって、その工事をこう、移譲するようなことは、多分禁止されておったように思われるんです。

これ、クボタ建設大阪支社いうんと、株式会社クボタが何ぼ100パーセントと言えども、これは会社は別個にある訳ですよ。それを、こうポット移譲するようなことは、もし佐用町でいろんな工事があって、僕が仕事取っておって、わしちょっと他の事せんならんで、お前のとこやれやという、簡単に、そういうようなことができるものかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、課長。はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、それは、ちょっとまた、違う問題で、一括下請けというようなですね、他の人に契約したものをですね、他の会社に一括、その移譲するということではできません。

しかし、今回の場合はですね、この会社がですね、そういう総会、法的な手続きをもってクボタ建設からクボタ工建に、全ての権限を移譲するというですね、法的な手続きが取られているわけです。それも株主総会を経て、株主の承認の元にですね、登記がされたということですから、そういう、その一般的な工事の元請から下請けへの移譲、工事をさせるとか、工事名義を変えるとかというものではないとうふうにご理解いただきたいと思います。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井議員。

20番（吉井秀美君） 20番、吉井です。

先ほど、クボタ工建についての質問がありましたですけれども、株主総会で設立されたということなんですが、これは、この会社の設立年月日をお願いしたいことと、町長は、クボタの一連の会社で法的にも手続きされているので問題無いということですが、町として、チェックがシッカリできているか、そして問題が起きた時に解決できるか、そういう点をお願いしたいことと、それから、工事内容ですけれども、資料が何もありませんでしたので、ちょっと担当の方をお願いしたんですけれども、先ほど松尾議員の質問の中に出ておりました、この追加の工事なんですが、既設の排水地等の内面防水、それから舗装、道路の舗装ですけれども、この既設というのは、いつ造られた排水地、沈殿地の内面防水になるのか、ついでにやっちゃってしまっていい工事なのか、新たに発注しなければいけない工事なのか、その点のところを教えてください。説明してください。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 設立につきましては、私、提案説明の中で8月1日ということを確認に述べております。

それから、何をチェックしているのかというようなご質問なんで具体的に、当然、工事につきましてはですね、工事の監督、監理、監督についてはチェックしていきますし、そういう報告について、契約についてもですね、そういう法的な手続きに基づいてキチット処理できるようにやらしておりますけども、何をチェックしているのかということについて、私分かりま、どういうことを意図されて言われているのか分かりませんので。

それから、古い施設について、何年のというのは、また課長の方から資料があれば報告させますけども、私も、この工事の追加工事に当たりますね、現地も見ました。当然、今、松尾議員から言われたようにですね、当初から、そういうことが、一緒にやっっていかなきゃいけない、当然、この改良工事の中でですね、工事内容ではなかったかと思えます。ただ、旧南光町においてですね、多分、この辺は、これ全部補助事業じゃなくて単費でおこなわなきゃいけない改修工事ですよね。そういう予算的な問題もあつたんじゃないかなというふうに思いますね。

で、今、この段階でですね、それとその工事そのものは新しい施設を造って、その施設に水を供給できるような体制をつくらないと古い施設をですね、いらうことができない。これは、水を止めることができないわけですから、そういうことで、一応この新しい施設が完成した中で、それに引き続いてね、その工事を行うということで、今回の補正予算契約変更という形になっておりますので、その点をご理解いただきたいと思えます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔町長「古い施設のだいたいの施設。築の年度」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、課長。

水道課長（西田建一君） はい、まあ町長の方から詳しく答弁いただいた、そのとおりでございます。既設の排水路3箇所減圧槽と申し上げましたけれども、北部簡水事業が多分、昭和60年です。すみません。60年ぐらいに、完成したんじゃないかなというように記憶しております。

それから漆野簡易水道につきましては55年の完成でございます。で、漆野簡易水道の排水地の1箇所。それから北部簡易水道につきましては、高区、低区の排水1箇所です。それから減圧槽1箇所。それらの既設の排水地をですすね、先ほど町長が申し上げましたように、新しく、それぞれ作っておりますので、高区排水地、それから漆野も排水地1基つくっておりますので、それを利用しながらですね、何とか、この年度内にですね、非常に20年以上ですね経過しておるという中で、まあ専門的に内部を見させていただいたところ、相当の傷みがあるというような状況で、何とか、この年度内に改修をしたいという考え方でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

はい、矢内議員。

〔矢内君「もうよろしいです」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） もうよろしいですか。

はい、他にありませんか。

無いようですので、これで、この本案についての質疑を終結いたします。

これより、本案について討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） これでは本案についての討論を終結いたします。

これより本案について採決に入ります。

これより、本案についての採決に入ります。議案第 155 号、工事請負契約の変更について（北部簡易水道事業、北部・漆野総合簡易水道水量拡張工事）を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫く休憩をいたします。再開を午後 1 時 15 分といたします。

午後 0 0 時 0 0 分 休憩

午前 0 1 時 1 3 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、時間が若干早いんですが、再開したいと思います。

日程第 10 . 議案第 156 号町道路線の変更について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 10 に入ります。

続いて、日程第 10 に入ります。

議案第 156 号町道路線の変更についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました、議案第 156 号、町道路線の変更につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

この度、先の議会で認定をいただきました、上月本線の供用開始と共に、上月小学校グラウンド整備事業により、中学校線の一部がグラウンド等となり道路機能が消滅し、事実上 3 分割となったことに伴い変更するものでございます。

まず中学校線においては、国道 179 号線と接する起点、上月字新田 1034 番地の 1 は変更ありませんが、終点を従前は重複しておりました町道横原線に接する上月字路善田 959 番の 1 に変更し、総延長 88.58 メートルとするものであります。

次に峠線においては、起点の金屋字野辺 50 番の 5 は変更ありませんが、中学校線北側 1 部約 59 メートルを延長し、終点を上月字横原 858 番地 1 に変更し、総延長 486.91 メートルとするものでございます。

以上、2 路線の変更につきましては、道路法第 10 条第 2 項の規定により議会の議決が必要でありますので、ご承認をいただきますように、お願いを申し上げ提案の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
本案につきましても、本日即決といたします。
これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） 7月の臨時議会で、その町道の変更廃止処理をせずに町道の解体工事となった、上月小学校グラウンド整備工事が行われたという、これが問題になったわけであります。

その時に手続きとして間違っているということで、当局に責任を明確にすべきだという質問に対して、庵途町長は、道路を廃止して財産として学校用地としてしなきゃいけないということで、道路から学校用地という手続き、そういうことも含めて早急に手続きをとるよう指示をいたしました。道路の変更設定につきましては、今回、そういうことで後先になってしまいましたが、この部分につきましては、できるだけ早い議会に提案をさせていただいてお願いするということで、よろしくお願ひしたい。このような答弁をされているわけであります。まあ、間違いだということも明確にされているわけでありますから、当然、議会で問題になったわけで、この間の臨時議会含めてですね、早急に是正はされると、このように思っていたわけでありますけども、本日の9月議会に提案ということでありました。

あれ程、問題になったという経過からすればね、やっぱり当局は、議会に誠意を示して、臨時議会の最後なり何なりすべきでなかったかと。このように考える訳でありますけども、その点はいかがでありますでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵途典章君） 前回の臨時議会で一部道路の町道の変更の議決をいただいたということです。その時に、そういう、いろいろご指摘があって、今回ですね、一番早い、この議会で提案をさせていただいているということです。その間ですね、別に、この件だけにおいて臨時議会をお願いをするというところまでは、私は必要ないというふうに思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） 議会に対するね、当局の姿勢という問題。議会を軽視しないという問題で、私は質問しているわけです。問題になってなければね、次の定例議会という格好でもいいんですけども、あれが問題になって責任を明確にせいというやり取りが行われてね、で、今回の定例議会9月に提案ということであればね、本来ならば、やはり臨時議会。それができなければ、連絡会も含めてですね、当然、当局のそういった謝罪、陳謝なり議会に対してはなされるべきじゃなかったか。このように考えるわけでありますけども、議会に対して、また前回の答弁からして、これで万全だというふうに考えられるかどうか、そのことを再度確認します。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） あの、まあ、当然議会の承認を得る事項でありまして、その中でですね、問題が指摘された中で、そういう問題についての是正については、今回、こうして出させていただいております。これを、その間にですね、臨時議会なり、またいろんな議会があれば、そこで是正させていただきますけども、一番近い、この9月の定例議会ですから、そんなに時間が経ってるわけではございません。私は、議会に対する、その説明責任も、私は、これで果たさせていただいてるというふうに思っておりますけども。

また、この道路のですね認定、当時、その時に指摘されたわけですけども、議員の皆さん方、過去にも、その道路認定においてですね、多分、手続き的にはですね、道路が完成した後に道路認定を受け、提案して受けてると思います。そういう手続きをとってきた経緯だというふうに、私は理解しているわけです。

まあ、法的に指摘されれば、先に道路の廃止をして、そして工事をして認定という、1つ1つを取るのが、言われれば正解かもしれませんが、実際に、事務量の手続きとしては、どこの町においても、私は、基本的には、道路認定というのは、道路完成後に提案をさせていただくという認定方法をとってきたというふうには思っております。

ですから、今後ですね、こういう、その道路の改修とか、いろいろと今後の町道の認定等もあるんですけども、この手続きについてですね、またもう一度、議会の皆さん方にも、この手続き方法についてね、協議は一遍確認ですね、はさせていただきたいと思います。

これを1つ1つ、まあ、その、その手続きなり、を経てやらなきゃいけないということになりますと、非常にまあ、道路工事、細かい小さな道路の工事とかというような問題、工期の問題とか、いろんな問題で支障が出てくる場合も、これまでと違ってですね、やるとすれば出てくるのが考えられますのでね、この点については、よくこちらの方でも研究をして、皆さん方にも、一遍協議をさせていただきたいと思います。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） ちょっと答弁も食い違っておるんだけど、道路認定の手続き、一般の問題としてね、話しているわけじゃないんですね。具体的に前回の議会で問題になって、ああいうやり取りが行われた問題としてね、蓄積しておるわけですから、道路認定、一般の事務という形の問題ではない。議会に対する答弁した責任問題、議会を軽視しない問題と、そういう問題として気にしているわけでありまして。

それで確認しますけども、あの上月本線の新町道認定議案が出された段階で、いろんな食い違いで出なかったという、変更廃止届けですね、認定が出なかったということでありまして、確認しますけども、本日の議案を見たらね、この議案を作るために、相当な事務量がいったね、相当議案を作るために時間もかかるというものではないことは、私は、そう思うのでありますけども、これ、議案を作るのに、それ程の事務量がいるのか、その点と、ハッキリ言って、この議案であれば、その気になればね、前回の時でも出せたんじゃないかというような思いもするんですけど、その点は、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長「建設課長」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 建設課長。

建設課長（野村正明君） ご指摘の件でございますけれども、7月31日の臨時議会におきましても同様のご指摘を受けたところでございます。その時につきましても、正論に対しましては、お詫びも申し上げたところでございますけれども、事務的なことで申し上げますと、6月末、7月上旬だったと思います。最終的に舗装工事が、上月本線ですけれども、できた段階で、道路ができた段階では、皆さん方、通りたいというふうなこともございますので、速やかに認定をしていただくと。これは8条で道路法に則っております、お願いするという動きをさせていただきました。

その中で、旧来、本日上げております中学校線ですね、その段階では、議案が7月、確か10日ぐらいに出さなければいけなかったんで、その時点では中学校線は毅然として、まだありました。それで中学校の、ごめんなさい。中学校線に関わる小学校のグラウンド整備、これが7月19日に入札執行されております。ですから、その間、一部車も通行しておりましたし、学校の子どもさん達も通っておられましたので、これについては、同時に、今も町長申し上げましたように、廃止を経て認定をいただくのが筋でございましょうけれども、物理的に日程的に間に合わないという判断をいたしましたので、この度、この9月に中学校線の変更について、上程しておるとい経過でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君「確認だけ」と呼ぶ〕

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） ちょっと待ってください。松尾議員。

7番（松尾文雄君） まだ、やってえへんの。

また、話が、ちょっと変わるかもしれんですけども、この度変更ということで上がっておりますけれども、廃止と変更との違い、どういうことで今回は廃止なのか、最終地点の違いとあるけど。けども、廃止ではないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 確かに、冒頭に、お詫びを申し上げなあかんと思うんですけども、7月31日の時点でも、中学校線については、どうするんだというご指摘の中で、9月に廃止の方向で審議をお願いしたいと思いますというふうな形で申し上げたと思います。私の勉強不足でございまして、ただ今、申し上げました、質疑ありましたように、いわゆる道路法の網で言いますと新設については、認定ですね、その後、供用開始をして道路法の網を被って、町としては、管理者としての責任を持つわけですけども、その後、何らかの形で、その本来認定している路線が、変更あるいは廃止の場合、この場合は、上月本線のバイパス工事によって中学校線が一部不要な分が出てくると。建設工事に関わって不要な物件が出てくる。それは道路区域から外れるという部分でございまして、ただし、中学校

線は一部残るといふ部分ですから、起点は一緒ですけど終点が変わると。それを明確にすれば、廃止の事務的な手続きは不要であるという県のご指導、あるいは道路法に則って道路の変更という部分で、名称で上げさせていただいたということでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾議員。

7番（松尾文雄君） はい、ほな今後、まあこういふ場合は変更という形で議案として提案されるということですね。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 例えば、今後、既存の道路が変わって、完全に新しい道路ができて、既存の道路が全く、起点も終点も無くなると。全て、この例で言うたら、例えば、例えが悪いですけど、運動場が、全部起点から終点までになったら、それは当然廃止でございます。同じく10条の2項によって廃止というお願いをしなければいけないんですけども、今回の場合は、必要として残る部分と、不要な分ということでございますので、変更でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾議員。

7番（松尾文雄君） まあ、その件に関しては分かりましたけども、先ほど、鍋島議員からも出てますけども、この工事に関わる、いわゆる中学校線を廃止せずして、工事を先にかかったという経過がありますわな。そういう格好でいいんですね。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） これにつきましては、先ほども町長、ご答弁されましたし、7月でも繰り返しお詫びをしたところですけども、本来で言えば同時にですね、廃止を経て認定というのが理想的かなというふうに思いますけれども、先ほどの鍋島議員にもお答えしましたように、一部中学校線が、まだ供用開始の経に供しておったという部分があったので、慎重をきする意味で、かつ一方では、もう道路が新設で出来上がっておりましたので、これはやはり道路法の規定に則って、法の網を被せとんとですね、やはり町としての責任が遂行できないというような判断でですね、認定の方を急がせていただいたということでございます。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） ちよっと待ってください。ちよっと3回なんで、

〔松尾君「ああ、ごめんなさい」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 他にございませんか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

21番（鍋島裕文君） 先ほどの答弁の中でね、上月小学校のグランド整備が7月19日で議会まで10日程しかなかったというようなこと言われたけども、事実経過で言えば、上月小学校の入札は7月13日なんですね。そういうことからすれば、17、18日あったということでもありますけれども、その点はどうなんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） すみせん。ご訂正させていただきます。

工期が7月19日からということでございまして、勘違いしておりました。すみませんでした。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾議員。

7番（松尾文雄君） 同じことだと思うんですけどね、工期がグランド整備が7月19日からということですよ。いうことは、それまでに、経過として上がっていたわけですよ。そやから当然、工事に係るまでに廃止手続きをしとかないと、工事したらいかんだろうということやな。それが、いわゆる認定ができてからやるなら、やるで分かりますよ。で、今後、そういった形で、そこを工事をするすれば、廃止とか、そういう手続きをしなくても、先、工事やればいいんですねということ、その確認をしようですわ。それでええんですな。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵道典章君） その辺のね、やっぱし工事、事業を進める上での、いろいろと手続き面ですね、今言われるように、全て例えば道路を廃止してから工事をする。また先認定してから工事をするというようなですね、形になりますと、実際には、そのまだ使っている所も認定外せば、もう使わなくして止めてしまわなければいけませんし、そのその

実情に合わない場合が出てきます。ですからまあ、道路というのは、どっちにしても、町の方が管理をしている、また工事についても町が監理して、お互いに、同じ町の責任をもって事業を行っておりますのでね、私は、そういう法的な道路認定という手続きについてもですね、その事業の進捗、進める状況に合わせてですね、ある程度は、その前後して、基本的には、今までの各町においても、道路を先、出来上がってから認定をとるという形をとってきたと思うんですね。

まあ、こういう、そのやり方については、やっぱり、ある程度認めていただきたいなという感じはしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾議員。

7番（松尾文雄君） あの、認定はいいんですよ。確かにできてからじゃないと認定できませんからね。ただ、現況、道としてあるのにも係わらず、それをずっと先にいらう。出来上がってから廃止するいう、その順序でええんですかということ確認します。

これ、道じゃなければね、分かりやすく言えば、農地がそうですわ。先埋め立てから、農地の転用したらいいんですかって意味なんです。極端に分かりやすく言えば、やっぱり順序としては、そうじゃないでしょと。道として認定してある以上、それは誰もが安心して通れる道というのは存続しておいておく必要があると思う。それを無くするとすれば、無くするという手続きしてから、本来、工事に入るというのが、本来の姿じゃないかと思います。今回、無くなってますからね。修理違いますから。いや、それが、それでええんですいうたら、それでええんですよ。そやから、行政としての考え方が、いわゆる出来上がってから廃止手続きをしたらいいんですということならば、それは、それでええんです。行政が、そうなんですから。今後、そういうふうに進めていけばいいわけで、そこらを確認しているだけです。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 言われることは正しいと思います。7月にも申し上げたんですけども、物理的な部分で走りました。一方は出来上がってましたんで。この点は、もう重複避けたいと思うんですけども、鍋島議員がおっしゃったように7月におっしゃいました。いわゆる、私どもとしては、土地の権限、所有権は町でございました。町ですから、それが1点と。登記簿上は学校用地です。しかしながら、道路認定かけてますから、道路法、先ほども言っていますように、町が管理責任があります。そこら辺りが複層しておりまして、同じ役場の中の具体的に言えば、教育委員会関係に、今回はなると思うんですけども、その横の連絡が取れてなかったということは、否めない事実だと思います。そういったことは今後、私どもと他の課できるかも分かりませんが、今回の部分を充分反省しまして、今後、そういった疑念をいだけさせないように努力したいというふうに思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

7 番（松尾文雄君） いいです。

議長（西岡 正君） はい、他に？
ございませんか？
無いようですので、質疑を終結いたします。
これより、本案について討論に入ります。
討論ありませんか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） 本議案の反対討論をいたします。
本議案の最大の問題は、町道が廃止され、学校用地となっている実態について、議会から厳しい指摘を受けているにも係わらず、当局は、早急に手続きをとる。できるだけ早い議会に提案をすると答弁しながら、この9月議会の提案まで、この間、何ら議会に釈明することなく放置したと言わざるを得ない当局の態度は、怠慢であると共に議会軽視であることを指摘し、反対討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、他にありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。岡本義次議員。

4 番（岡本義次君） はい、4 番、岡本です。
今、鍋島さんがおっしゃったように、それは、ある程度は抜かっておった点があるんかも分かりませんが、町当局としてもですね、やっぱり新しい新設道路を造り、そしてなおかつ入札の問題やら、まだ工事に入って使っておるとか、子ども達が、その道路を通っておるということであればですね、そういうふうに、どう言うんですかね、そういう言うたような格好で行かない場合もあると思いますんで、そういう細かいことまで、ごじゃごじゃ言う必要は、私はないと思います。ですから、そこら辺はですね、大人の立場になって、やっぱり考えていただきたい。このように思います。

議長（西岡 正君） はい、他にございませんか。
はい、ないようですから、これで本案件の討論を終結いたします。
これより、本案についての採決に入ります。
議案第 156 号、町道路線の変更について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、多数でございます。
よって本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第 11 . 議案第 157 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程 11 に入ります。議案第 157 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。

町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました、議案第 157 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部改正についての提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、10 月 1 日に健康保険法が改正され、療養病床に入院する 70 歳以上の高齢者に対して、入院生活医療費が支給されうこととなりました。

また、第 86 条に規定する従来の特定医療費の対象範囲が拡大され、保険外併用医療費として支給されることとなりました。この改正に伴い、特定医療費の文言を、保険外併用医療費と改める必要が生じたため、今回改正しようとするものであります。

また、現行の特定医療費の対象範囲が拡大することにより、特定承認保険医療機関が不必要となり、全ての医療機関や薬局が対象となるため、この文言の削除も含まれております。

この他、老人保健医療受給者の低所得者区分維持の判定に当たって、雑所得の算定に係わる、公的年金等控除については、80 万円を適用することとなりましたが、老人医療費については、従来どおり 65 万円を適用するため、読み替えも含んでおります。詳細につきましては、別添の新旧対照表をご覧くださいませますようお願いいたします。ご承認賜りますようお願いを申し上げて提案の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましても、本日、即決といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） はい、笹田です。

2 点お尋ねします。

まず、この提案の理由の中の、特定承認保険医療機関ですが、佐用町で影響する、佐用町の人にとって影響する機関はどこでしょうか。

それと、次の条例案の中で、この 80 万を 65 万と読みかえるものとありますが、これを変えることによって影響は、どうなりますか。影響を受けるのはどういうことでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。福祉課長。

福祉課長（内山導男君） はい、ご質問の第 1 点のですね、いわゆる特定承認保険医療機関に

つきましてですね、おそらく、これは元々高度先端医療等を対象とした施設ということになっておりますので、町内の医療機関では、存在しないのかなというふうに思っております。

それから2点目のですね、いわゆる雑所得の等の公的年金控除につきましては、ちょっと何人対象になるかという方は、年金の額、それぞれ違いますので、ちょっと把握いたしておりません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

5番（笹田鈴香君） 結局は、そしたら、混合医療というか、保険がきかなくなる、この条例自体には関係ありませんけども、老人保健を使う人にとって、混合医療が拡充されたりして、自己負担が多くなるというふうに受け止めているんですが、その点については、段々と改悪されて、自己負担が増えていくということについて、どのようにお考えになりますか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 今回はですね、この条例改正につきましては、医療費全般なんですけど、いわゆる保険診療の部分と保険適用外の自由診療というのがありましてですね、その混合診療が今まで認められておりませんでした。ただ例外的に、差額ベットとかですね、その他、予約診療など制度的に克服されております。で、16種類の選定療養については、保険適用が認められておったんですが、それに対応するための、その特定の場所として、特定承認保険医療機関というのが指定されておりました。今回ですね、それが少し緩和されたといいますか、例外的な範囲が、今までの、その高度先進医療等の保険適用と、それから差額ベット等を2つに分けてましてですね、評価療養と、いわゆる選定療養、両面に区分された中で、それらを統合して、少しでも保険適用を求めるために、いわゆる保険外併用療養費として、いろいろ保険の給付対象になるというふうに関設されたというふうに思っておりますので、実際に利用者についてはですね、少しは便利に、有利になったのかなという感じで捉えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

21番（鍋島裕文君） 雑所得、老人保健法施行令の関係で、お伺いいたします。80万円を65万円と読み替えることによる影響は分からないということでありまして、じゃあ基本的に伺います。

老人保健法施行令どおり80万円とした場合には、いわゆる低所得1のクラスですね。この人達は66万円から80万円の人は低所得1に入るけども、これを65万円と読み替えたら、66万円以上の人は低所得1に入らない。こういう影響が出るというのは、いうように思うわけでありましてけれども、この点はいかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、課長。福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 基本的には、金額読み替えるというか、金額の幅ですので、そういう事になると思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） それでお伺いしたいんですが、老人保健法施行令では、80 万円と
いうように、この 8 月 1 日から施行令を改正しているわけでありまして、なぜ、だっ
たら、この福祉医療で、そのとおり 65 万円と読み替えせずに 80 万円という形にできない
のか、これ県の制度でありますけども、そのあたりいかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 非常に申し訳ありませんが、さっきも鍋島議員おっしゃったように、
これ町独自の制度ではありませんので、そのまま全県下という形で提案をさせていただい
ております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか？鍋島さん。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田議員。

2 番（新田俊一君） 2 番、新田です。福祉医療費の支給の事についてですけどね、福祉
課においてね、母子家庭とか父子家庭とか、そういった事についてね、きっちり調査し、
もしくは何らかの方法で、こう自分の目で見てきてね、そういう家庭は、ほんまにそうか
どうかいうことをね、見られて、そういう事支給されとんですか、それとも、そうやなし
に、確かに、あそこは離婚されたから、母子家庭やとか、父子家庭だとか。ただ単に、そ
ういう考え方だけで、支給されとんのか。その辺、ちょっとお聞きしたいんですけども。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 基本的には、原則本人申請という形を執らせていただいております。
ただ、児童扶養手当、特に最近、町内でも出てるんですが、いわゆる離婚等で母子家庭等
になられる家庭も随分ございます。そういう家庭につきましては、児童扶養手当等の支給
対象になりますので、ある程度、民生委員さん等のご紹介もあつたりするんですが、基本
的に問題のあるケースにつきましては、県の福祉事務所の母子相談員等と一緒に事情聴取
をしながら、決定をしていくというふうな実態でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田議員。

2番（新田俊一君） こういった、タダ言うたら悪いんですけども、支給するんですからね、1件、1件きっちり佐用の福祉課でも確認して、状況を把握して、やっぱり、そういう事はやられるべきではないかなと、ちょっと不審な点もたくさんございますので、よく言うて来られるんです。そこのところを、もうちょっと、きっちり把握する事はできないものでしょうか。どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 近年特に、近隣から同様の状態での、あそこはといった意見も、寄せていただく事が多ございます。

その場合につきましては、きちっと申し立てに伴ってですね、先ほどいいましたように県の福祉事務所と一緒に事情聴取等をさしていただいておりますが、中々全部といいまして、福祉医療の対象者が、相当の件数になりますので、ちょっと今の現状では、1件1件つぶさに調査してというのは、ちょっと事務量的にちょっと困難かなというように思うんですが、できるだけ、そういう疑惑をもたれる家庭とかですね、特に母子の問題等で、例えば事実婚があるというふうな事も、通報寄せられる場合がありますので、そういう場合につきましては、適切に調査して対応をさせていただきたいというふうに考えます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。

4番（岡本義次君） 4番、岡本です。

県の中で80万円が65万円に置き換えられてですね、今のところでは、そのどれぐらいな、どういうんですか、分からんということでございますけれど、後日でよろしいんで、その整理していきょう過程の中でね、何人の方が該当し、佐用町では、どんだけの金額でどうなったということ、議員連絡会でもよろしいんで、また後日ご報告いうんか、教えていただきたいと、このように思います。

議長（西岡 正君） よろしいですか。課長よろしいですか。ほな、お願いします。他に？

無いようでございますので、質疑を終結いたします。

本案につきましても、本日即決といたしたいと思えます。

これで本案についての討論を終結いたします。討論ございませんか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） 本議案の反対討論をいたします。

第 1 点目は、特定療養費を廃止し、保険外併用療養費とすることです。これは、混合診療を拡大するものであります。公的保険の範囲を狭めるといって、保険外負担が増えていくというのは、医療保険制度の土台を掘り崩す重大問題であり、これを無違反に受け入れる事は、断じて認められません。

2 点目に、老人保健法施行令どおり、雑所得 80 万円とすれば、66 歳以上の方達が、低所得 1 にランクされるわけです。これを 65 万円と読み替える事により、このような方々に、不利益を与える、こういう改正に反対をいたします。

議長（西岡 正君） はい、他に。ございませんか。

無いようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

これより、本案についての採決に入ります。

議案第 157 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてを原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立多数であります。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 12 . 議案第 158 号 佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程 12 に入ります。

議案第 158 号、佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をされました、議案第 158 号「佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、法改正に伴うもので、第 4 条の一部負担の対象年齢について、第 1 号では、3 歳から 70 歳の範囲を明確に表現するとともに、第 4 号では負担割合を 10 分の 2 から 10 分の 3 に改正するものであります。

また、第 5 条の出産育児一時金では、第 1 項において、被保険者が出産したときは、出産育児一時金として 30 万円を支給するよう規定されておりましたが、これを 35 万円に引き上げるよう改正するものでございます。

施行日は本年 10 月 1 日からとなっております。

ご承認いただきますように、お願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましても、本日即決といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑のある方。

〔井上君 挙手〕

8番(井上洋文君) お聞きしたいんですけど、出産一時金なんですけど、これは30万円の時には、出産前にですね、さんば24万円支給できよったんですけど、これは35万円になれば、それに対して28万円ですか。支給という格好になるわけですか。

それと、佐用町の出産一時金の件について、医療費が全部いったら、出産、医療費がいった場合に、全て総括的に払って、そこから、この出産一時金を引いた、何ですか、受託人払いですか、というなんを取ってるんですかね。そこら辺、ちょっと確認したいんですけど。

議長(西岡 正君) はい、お答えください。

〔住民課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、住民課長。

住民課長(山口良一君) これにつきましては、やはり従来どおり金額変わりますけれども、8割という事で、従来24万円が、いくらになりますか、28万円に。

後の質問、ちょっと意味が分かりにくかったんですけども。

8番(井上洋文君) その全て掛かった費用から、この35万円を引いて、そして本人が、後全部医療機関で払うのか、それとも、後から全部、その本人が払っておって、後から、町から35万円が出るのか。そこらを、ちょっと聞きたいです。

議長(西岡 正君) はい、住民課長。

住民課長(山口良一君) 出産祝い金として別に35万円ということになります。

議長(西岡 正君) はい。

8番(井上洋文君) いえいえ、医療機関にね、全て掛かった費用を先に払っておって、後で35万円なり、その28万円の差額をいただくようになるのか、そこらを、ちょっと聞きたいんですけども。

一遍立て替えておかなければいけないか。受託の委任払いにできるのかどうか、してるのかどうか。

議長(西岡 正君) はい、住民課長。

住民課長(山口良一君) ご本人さんに払ってもらったですね、後ほど祝い金として支給するというございます。

議長(西岡 正君) よろしいですか。

〔町長「委任払いをしてないという形ですね」と呼ぶ〕

8 番（井上洋文君） してないんですね。

議長（西岡 正君） 他に。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

18 番（平岡きぬ糸君） 今回、提案されている内容をもう少し説明を加えていただきたいという質問です。

(4)の 10 分の 2 が 10 分の 3 になるという、その変更に伴うのは、町民 70 歳以上から 75 歳までの適用の人ですけれど、該当する具体的な人数であるとか、また所得の関係についても、所得額、具体的に、どういうふうな状況になるのか、町民への影響についてなんですけれど、お願いいたします。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） 対象になる方は 51 名おられます。それから所得につきましては、145 万円以上ということでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。ありませんか。
無いようですので、これで本案についての質疑を終結いたします。
これより本案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

18 番（平岡きぬ糸君） 本議案に対して、私は反対の立場から討論を行います。

6 月の国会で成立いたしました国民健康保険法の改正は、今年 10 月から高齢者や長期入院者、高額医療を受ける人を中心に自己負担が軒並み増えてきます。今回の町条例改正は、法改正に伴って 70 歳以上の人で現役並みの所得がある場合、いわゆる月収にすると 28 万以上。課税所得が 145 万以上の人ですけれど、8 月の税制改正で、その金額も 621 万円以上だったものが 520 万以上。それは、夫婦ですが、単身の場合は 484 万だったものが、383 万以上というふうに、こういう方が窓口負担 2 割から 3 割に引き上げられるという内容になっています。で、負担軽減として出産一時金が 30 万から 35 万に増額される。この点は、評価するものです。今回の条例は、医療を最も必要とする高齢者への容赦ない負担増で痛みを押し付けるものであり、私は、容認できません。

また今後、入院患者の追い出しに繋がる療養の病床もベット数を 38 万から 23 万床削減するとか、また高齢者の差別医療の危険性を持つ 75 歳以上の後期高齢者の医療制度の創設とか、保険が効く効かないという、そういう診療を組み合わせる混合診療の拡大など日

本の医療制度を変質させる内容が目白押しとなっています。

今回の改正は一時的な負担増に止まらず、このように将来の連続的な改悪に繋がるものであり、容認できるものではありません。

以上の理由から、この条例案に反対します。

議長（西岡 正君） はい、他にございませんか。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本議員。

11 番（山本幹雄君） 反対討論の中で高齢者の方でも、月 25 万言われたんが、私も、ちょっと、それを聞いて驚いたんですけども、高齢者の方に対しての負担が増えるということなんでありますが、我々議員の歳費にしても、月 25 万とかいう手取りあるわけでもなく、当然、それなりの収入のある方であるならば、高齢者であっても、それなりの負担をするのが、私は当然だと思います。と言うように逆に若い 20 代の子ででも、子を持つ方においても月収、今日、ある方が言われてましたけども、若い方で 40 代ぐらいでも世間一般で 20 万手取り有る無しの方もあるというような発言が、今日、本日、中でありました。本会議の中で、で、若い方で、それぐらいの方の中でも負担してやっていく中で、高齢者といっても、25 万も月あるような方であるなら、私は、当然負担するのが当たり前だと思いますので、賛成いたします。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。

4 番（岡本義次君） 4 番、岡本です。確か、平岡さんら、そういう立場に立って、物申されておると思うんですけど、私は、やはり世の中、医療費いうんが、全国的に莫大な費用で、もう国が、皆さんご存知のように国なり地方の借金が一千兆超えて一人当たり 800 万と。こうやって、一人話して一秒の間に 100 万円の利子が増えていきょう中でですね、やはり、そういう何らかの格好で歯止め掛けてですね、やって、受益者負担という中でですね、考慮してもらわんと、そら、私は確か金上げずにね、ドンドンしてあげるという事は、それは最もええことですけど、町長も打出の小槌持ってあって、ドンドン、ドンドン金が出るんだたら、それは佐用町してあげたらいいですけど、それが金がのうて、来年の予算も組めんというような状態の中でですね、佐用だけ、そういう訳にいかんと思いますので、やはり、私は仕方が無いのかなと思いますんで、そういう事でございます。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

8 番（井上洋文君） 賛成討論します。議案第 158 号、佐用町国民健康保険条例の一部改正をする条例について賛成討論を行います。

我が国では、いつどんな病気になっても病院窓口で支払う額は、掛かった医療の3割以内で済みます。この医療制度を支えているのが国民健康保険制度ですが、少子高齢化、人口減少が進む中で、制度を将来にわたって維持していくことに、不安が生じております。

改革をしなかった場合、国民医療費は、2006年度の34兆円から25年度には65兆円と、約2倍に増加すると言われております。老人医療費の割合は、約3分の1から5割近くまで膨らみます。

今回の医療制度改革は、医療費の伸びの抑制を目指し、治療から予防、入院から在宅へと転換を図っていると共に、負担の見直しを中心に、持続可能な社会の保障を構築するために行われたものであり、低所得者の場合は据え置きになっております。

よって本条例案に賛成いたします。以上です。

議長（西岡 正君） はい、他に。ございませんか。

無いようですので、これをもって、討論を終結いたします。

これより、本案について採決に入ります。

議案第158号佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第13．議案第159号 佐用町消防団条例等の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第13に入ります。

議案第159号、佐用町消防団員等の消防団員条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第159号につきまして提案のご説明を申し上げあげます。

本議案は、消防組織法の一部を改正する法律が平成18年6月14日公布。同日から施行され、消防組織法各条文の見出し、項番号及び枝番号が改正された為、関係する条文について改正するものでございます。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましても、本日即決といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

6 番（金谷英志君） この度の条例改正については、番号の変更というだけでありますけれども、その元々になった消防組織法改正については、消防本部の広域化として、一箇所の消防本部の管轄人口。今までは 10 万人。まあ佐用町では 2 万人弱ですから、全然、実態とは合っていない、10 万人。更に、それを 30 万人に押し上げるというような、そういう改定であります。その方針について、佐用町では 2 万の人口で 1 つの消防本部持っているということですが、10 万から更に 30 万広域化されるということ。

それから新都市においても、消防の業務の拡大とか、再編とか行われておりますけれども、その点で消防本部の広域化ということについて、町長、どういうふうにお考えでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 私は、基本的には、こういう防災体制の組織といたしましては、広域化をしていくべきだと考えております。今現在、佐用町 1 町の 1 本部、1 消防署という形で、常備消防を持っているわけですが、やはり当然、きめ細かいですね、地域に合った防災体制は維持していくことが大切ですが、しかし、効率的にですね、またいろんな災害に対応していくためには、やはり広域的な連携体制というものが重要です。

そうして考えて行きますと、やはり 1 町 1 消防署本部体制という形は、私は非常に不安な面がたくさん、充分でない面がたくさんあるんじゃないかというふうに思っております。

で、ただ組織を、ドンドン大きくすればいいという事ではないんですけれども、やはり消防署、そこに従事する常備消防の署員等においてもですね、ある程度、常にどこに居ても、その対応できる、いろんな非常時に対応できる体制をつくっていくということになればですね、その異動できるような範囲内の組織という事を考えていくべきでないかなというふうには、思っておりますので、まあ、そういう意味からしてですね、人口で 10 万がいいとか、30 万がいいとかという話ではなくて、やはり、それを管轄する町域、その区域ですね、まあこの辺の大きさ、この辺で、ある程度規模が決まってくるんじゃないかなというふうには思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

6 番（金谷英志君） 今の答弁ですと、広域化した中で佐用町独自のきめ細やかな、そういう消防業務ができると、そういうふうな事で、確認してよろしいでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 当然、広域化したとしてもですね、これだけの山間部の中で即救急業務等においてもですよ、できるだけ早く、そのそこに到達して、いろんな時代に対処できるようにしていく。そうなれば逆に、広域化する事によってですね、もっと例えば、現在の消防本部から離れた所の地域においてはですね、逆に新たに、広域化した、他の今の消防本部なり、その支所からですね対応できると、いう点、そういう点から見てもですね、広域化する事によって逆に、いろんな機動的に活動ができるような広域化、これが今求められています。

少なくとも、最低でも現在の町の消防本部が持っているような機能は維持し、それ以上に地域住民の安心が得られるような、広域化にしていくということが原則です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。ございませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。

4番（岡本義次君） 4番、岡本です。関連ということで聞いていただきたいと思います。消防長なり町長が。常備の消防署だけで言えば、間に合わんということで、非消防の方が、団員としておいでになりますが、その団長とか副団長とか、その団員についてもですね、いわゆる町内において居住されておる分は、勿論のことでございますが、仕事についてもね、町内にいらっしゃる方がね、やっぱり、そういう役についていただいおかないとですね、全然、町外に遠く離れた所で、もし何かあった時に直ぐに飛んでいけるような状態で、今後、そういう団員とか、役をされておる人、団長も含めて、そういうような格好の中で、任命なりしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（西岡 正君） 答弁はいりませんか。

4番（岡本義次君） いりません。

議長（西岡 正君） 他に。無いようですので、質疑を終結いたします。
これより本案について討論に入ります。ございませんか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） これで、本案についての討論を終結いたします。
これより本案について、採決に入ります。

議案第159号、佐用町消防団条例等の一部を改正する条例についてを原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、全員であります。よって本案は原案のとおり可決・否決 されました。

日程第 14 . 議案第 160 号ないし議案第 167 号について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 14 に入ります。

議案第 160 号ないし議案第 167 号については一括議題といたします。

議案第 160 号、平成 18 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 161 号、平成 18 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 162 号、平成 18 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 163 号、平成 18 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 164 号、平成 18 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 165 号、平成 18 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 166 号、平成 18 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 167 号、平成 18 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました、議案第 160 号ないし第 167 号議案までの平成 18 年度、一般会計並びに各特別会計補正予算につきまして提案のご説明を申し上げます。

議案第 160 号、平成 18 年度佐用町一般会計補正予算第 2 号につきまして、今回、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 13 億 8,801 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 150 億 5,031 万 8,000 円に改めるものでございます。

今回、補正のうちで歳出の 75.2 パーセントを占めます 10 億 4,328 万 9,000 円は、光ファイバー網の整備経費、7 月の豪雨によります農林・公共施設災害復旧費関連経費でございます。

それでは、歳入の主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

地方特例交付金の交付決定額が確定いたしました関係で 1,351 万 2,000 円減額、地方交付税は 1 億 3,692 万 5,000 円を追加し地方交付税の総額を 49 億 5,186 万 6,000 円に改めております。

分担金及び負担金 500 万円は、三原用水ポンプ工事に係ります、にしはりま環境事務組合構成団体の負担金でございます。

使用料及び手数料 9,000 円は、基幹集落センター使用料を増額いたしております。

国庫支出金 2 億 1,161 万 3,000 円増額、国庫負担金は、7 月の豪雨によります公共土木施設災害復旧費負担金 2,822 万 8,000 円、国庫補助金は、光ファイバー敷設事業の地域情報通信基盤整備推進交付金 1 億 6,625 万円を計上、デイサービス・ホームヘルプ事業などの通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所への補助金 1,700 万円、土木費補助金は県補助金との振替でございます。

県支出金 3 億 5,734 万 4,000 円増額、県補助金関係では、平成 16 年度台風 23 号により

まず風倒木対策事業を自治振興事業補助金として4,610万円、町行造林災害復旧造林事業推進費1,957万円、また農林水産施設災害復旧費補助金2億6,391万円を計上、県委託金は、地籍調査の事業費追加によりまして1,267万円を増額いたしております。

財産収入は53万9,000円を増額、寄附金は7月豪雨の農林水産施設災害復旧費寄附金927万円を計上いたしました。

繰入金は1,560万9,000円うち老人保健の過年度精算が確定いたしました関係で1,530万円を計上いたしております。

前年度繰越金3,316万9,000円を計上いたしております。

諸収入1,944万9,000円増額、過年度収入は福祉医療費精算によりまして681万5,000円を増額、雑入では、消防団員退職報償金受入1,040万4,000円、その他107万3,000円のうち視聴覚機材補助として100万円を日本防火協会から受入れるものでございます。

町債は、情報通信基盤整備事業債などで6億1,260万円を追加補正いたしております。

次に、歳出でございますが、議会費26万4,000円増額。外出支援特別委員会費用弁償旅費でございます。

総務費は7億3,664万9,000円増額。企画費で路線バス回数券購入費210万円。情報通信基盤整備事業費は、光ファイバー網整備関係経費7億3,025万円を計上いたしております。

次に、民生費は3,478万4,000円増額。デイサービス、ホームヘルプ通所介護事業所へ地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金を1,700万円計上、老人保健特別会計繰出金1,248万円などが主なものでございます。

衛生費は2,143万9,000円増額、保健衛生費で簡易水道事業特別会計繰出金1,183万8,000円を増額、清掃費ではにしはりま環境事務組合負担金917万6,000円増額いたしております。

農林水産業費は2億5,105万8,000円増額、農業委員会費では、旧4町の農家台帳を電算処理するため委託料446万4,000円を計上、農業振興費で東徳久集落営農用トラクター、防除管理機整備補助金750万円、農地費では、農地・水・環境保全向上計画策定委託料1,600万円、工事請負費450万円は、三原用水ポンプ工事経費を計上、地籍調査事業費は、事業費追加によりまして1,310万円を増額いたしております。

林業費関係では、風倒木国県補助分の町行造林災害復旧事業委託料1,957万円を増額、林業振興費は、風倒木対策事業補助金等で1億7,016万円増額いたしております。

治山事業費は、下石井、真宗、高野に係ります災害関連経費513万6,000円を増額いたしております。

商工費は21万円増額いたしております。

土木費は1,744万9,000円を増額、道路橋梁費関係の人件費は、災害復旧費へ組替え、道路維持費は、事業増によりまして1,200万円を増額、住宅費は仁位改良住宅雨漏り対策工事、力万住宅修繕料などで708万9,000円を増額いたしております。

消防費は1,205万9,000円を増額、常備消防費で視聴覚機材を幼年消防クラブ育成助成金100万円、非常備消防費は退職消防団員報償金1,040万4,000円を増額いたしております。

教育費は106万4,000円増額、小学校費は、利神・上月・幕山小学校に係ります、ふるさと文化いきいき教室関係経費、児童就学援助費などが主なものでございます。中学校費は、県事業として本年度から始まりました、わくわくオーケストラ教室に係ります自動車借上料を計上いたしております。

災害復旧費は、7月豪雨による関係経費3億1,003万9,000円を新たに計上いたしました。内訳は、農林水産施設災害復旧費2億5,520万円で、町単独災害復旧工事関係では、

農地・農業施設関係 110 件、林道・作業道関係 15 件、治山事業関係 8 件を計上いたしております。

公共土木施設災害復旧費 5,783 万 9,000 円、補助関係分では河川 2 件、道路 4 件、単独分は、河川 9 件、道路 14 件分の関係経費を計上いたしております。

次に 5 ページ第 2 表、地方債補正追加でございますが、情報通信基盤整備事業債に 5 億 3,100 万円、風倒木対策事業債に 4,620 万円、また、農林水産施設災害復旧事業債に 700 万円、公共土木施設災害復旧事業債に 1,400 万円の地方債補正を行うものでございます。

6 ページの地方債補正は、減税補てん債 270 万円を減額し、起債の限度額を 1,430 万円に、臨時財政対策債は 680 万円減額し、起債の限度額を 4 億 8,520 万円に、また、道路新設改良事業債 1,850 万円を増額し、起債の限度額を 2 億 2,110 万円に、消防施設整備事業債は 330 万円増額し、起債の限度額を 3,030 万円に、義務教育施設整備事業債 210 万円を増額し、起債の限度額を 1 億 6,810 万円に改めております。

以上が一般会計補正でございます。

次に、議案第 161 号、平成 18 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出、それぞれ 8,802 万 6,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 19 億 2,451 万 8,000 円とするものでございます。

歳入より説明をいたします。

第 25 款、療養給付費交付金 4,058 万円の増額は過年度分の退職者医療交付金の精算による追加交付金でございます。

第 35 款、共同事業交付金 8,697 万 6,000 円の増額は、国民健康保険法の改正により、高額医療について従来 80 万円以上が対象であったものが、30 万円まで引き下げられたことに伴う概算交付金で、本年 10 月より施行されることとなっております。

第 45 款、繰入金の 10 項、他会計繰入金は、合併対応プログラムの製作に伴う一般会計からの繰入金で 1,050 万円でございます。15 項の基金繰入金は、療養給付費交付金の増額により、交付金相当額の 4,058 万円を減額をいたします。

歳出につきましては、第 10 款、総務費の 1,050 万円の増額は、歳入で説明をいたしました、合併対応プログラムの製作に係る費用であります。

第 30 款、共同事業拠出金 8,697 万 6,000 円の増額は歳入の共同事業交付金相当額を計上いたしております。

以上、平成 18 年度国民健康保険特別会計補正予算についての説明といたします。

次に、議案第 162 号、佐用町老人保健特別会計補正予算の提出について、提案のご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算に 2,778 万円を追加し、総額を 34 億 8,189 万 6,000 円とするものでございます。今回の補正予算では、過年度分として、国・県への返還金の必要が生じ、また過年度精算金として、一般会計にも返還の必要が生じた為のものであります。

まず歳入よりご説明いたします。

第 10 款、国庫支出金で、1,400 万円を追加し、第 15 款、県支出金では 130 万円を、第 20 款の繰入金は、1,248 万円を追加しようとするものでございます。

続いて、歳出をご説明申し上げます。

第 10 款、諸支出金において、2,778 万円を追加計上いたしました。この内訳といたしましては、17 年度途中の合併の為、本会計は、年度末まで旧町毎の実績により、支払基金及び国県からの助成を受けておりましたが、この為、返還金と追加交付額が発生をいたしております。国・県への返還金 1,248 万円を、また過年度精算金として一般会計へ繰入金として、1,530 万円計上いたしております。

以上、老人保健特別会計補正予算の提案説明といたします。

次に、議案第 163 号、介護保険特別会計補正予算第 1 号について提案のご説明を申し上げます。

まず事業勘定について、既定の歳入歳出総額に、歳入歳出それぞれ、1,682 万 5,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 16 億 7,433 万 7,000 円に改めるものでございます。

歳出より説明いたします。

第 5 款、総務費では、消耗品費不足額 3 万円と、印刷製本費不用額 3 万円を調整し、第 10 款、保険給付費では、地域密着型介護サービス給付費不足額 900 万円。施設介護サービス給付費不用額 1,820 万円。居宅介護サービス計画給付費不足額 2,700 万円。介護予防サービス給付費不用額 4,000 万円。介護予防サービス計画給付費不用額 2,000 万円。高額介護サービス費不足額 1,080 万円。特定入所者介護サービス費不用額 3,140 万円を、それぞれ調整し、第 12 款、地域支援事業費では、介護支援専門員、専門研修に参加の為の普通旅費不足額 33 万 3,000 円、消耗品費不用額 33 万 3,000 円を調整いたしております。

第 30 款、諸支出金では、第 1 号被保険者の過年度還付額、還付金 21 万円。平成 17 年度の事業費精算による国庫負担金等の還付金 1,661 万 5,000 円を、それぞれ増額するものでございます。

続いて歳入をご説明いたします。

第 8 款、分担金負担金では、認定審査会受託負担金追加 1 万 5,000 円。

第 15 款、国庫支出金では介護保険システム改修補助金追加 76 万 1,000 円。

第 25 款、県支出金では、平成 17 年度事業の精算による追加交付による増額 1,587 万 3,000 円。

第 35 款、繰入金では、事業費繰入金 77 万 6,000 円の減額と介護給付費準備基金繰入金 95 万 2,000 円の増額であります。

次に、サービス事業勘定については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 35 万 8,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 961 万 8,000 円に改めるものでございます。

まず、歳出については、第 10 款、サービス事業費では、介護サービス事業所調査手数料 4 万 9,000 円の追加。

第 30 款、諸支出金では、一般会計繰出金 30 万 9,000 円の追加でございます。

歳入については、第 10 款、サービス収入において、居宅介護サービス計画費収入 35 万 8,000 円の追加でございます。

以上、簡単ではございますが、介護保健特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

次に、議案第 164 号、平成 18 年度、佐用町朝霧園特別会計補正予算案についての説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 48 万 5,000 円を追加し、総額を 1 億 3,229 万 5,000 円とするものであります。

まず歳入よりご説明いたします。今回の補正予算の歳入は、全て第 25 款、繰入金で一般会計よりの繰入金 48 万 5,000 円を見込みました。

続いて歳出の説明をいたします。第 10 款、民生費で、給水ポンプの修理料を追加し、通信運搬費を 6 万 3,000 円追加。下水道使用料金の制度変更による追加として 32 万 5,000 円を。また昨年度実施いたしました、アスベスト除去工事の精算金として、3 万 7,000 円の国庫返還金が必要となりましたので計上いたしております。

以上簡単ですが、朝霧園特別会計の提案説明といたします。

次に、議案第 165 号、平成 18 年度、佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案についての提案の説明を申し上げます。

まず第 1 条において歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ 4,893 万 6,000 円を増額し、

歳入歳出の総額を 6 億 7,635 万 2,000 円といたしました。

第 2 条では、北部簡易水道事業の起債の限度額を第 2 表のとおり変更をいたしました。次に事項別明細について歳入より説明をいたします。

20 款、国庫支出金については、北部簡易水道事業補助金 100 万 8,000 円を追加いたしました。

30 款、財産収入においては、旧南光町小山簡易水道水源地用地の売払代金として 154 万 3,000 円を追加いたしました。

35 款、繰入金については、一般会計からの繰入金を、1,183 万 8,000 円を追加いたしました。

40 款、繰越金は前年度の繰越金 64 万 7,000 円を追加をいたしました。

47 款、諸収入において下水道管敷設において、下水道管敷設に伴う配水管移設工事補償金 500 万円と東徳久土地改良区用水間敷設替工事による石綿管除去工事補償金 90 万円をいたしました。

90 款、町債においては、北部簡易水道拡張工事費の充当財源の調整により簡易水道事業債を 1,710 万円減額し、過疎対策事業債を 4,460 万円追加をいたしました。

次に、歳出の説明をいたします。

10 款、簡易水道事業費、10 目、一般管理費の公課費において、消費税の支払いにより 368 万円を追加をいたしました。20 目、現場管理費の役務費では、佐用中部・南部・北部及び三日月簡易水道の施設テレメーター回線使用料を 104 万 7,000 円追加し、委託料において、下水道敷設管に伴う、配水管移設工事設計委託料を 160 万円。小山簡易水道水源地測量登記委託料を 49 万 9,000 円及び水質検査料 31 万 5,000 円を、それぞれ追加をいたしました。工事請負費では下水道敷設管に伴う配水管移設工事費 352 万円及び石綿管除去工事費 90 万円を追加をいたしました。

15 項、建設改良費では、議案第 155 号、工事請負計画の変更についての中で申し上げましたとおり、北部簡易水道拡張工事費 2,850 万 8,000 円を追加をいたしました。

以上、平成 18 年度佐用町簡易水道事業事業特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、議案第 166 号、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第 2 号についての説明を申し上げます。

この予算は、第 1 条で歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1,339 万 3,000 円を追加し、11 億 3,997 万 5,000 円と定めております。

まず、歳入では使用料及び手数料 1,000 万円。繰越金 359 万 3,000 円を追加し、繰入金 20 万円を減額をいたしております。内容は、使用料収入見込額を 17 年度決算繰越額を追加し、使用料収入見込額と 17 年度決算繰越額を追加し、一般会計繰入金を減額し、調整いたしております。

歳出では、公共下水道事業費において 1,339 万 3,000 円を追加をいたしております。追加の主な理由は、一般管理費においては、佐用地区の下水道認可変更に必要な委託料 860 万円を追加し、浄化センター管理委託料を 504 万 4,000 円減額しております。

建設改良費においては、佐用雨水排水事業に伴う実施設計委託料 400 万円。町水道管移設補償費 550 万円を追加をしております。

以上、特定環境保全公共下水道事業の補正についての説明といたします。

次に議案 167 号、平成 18 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算第 1 号をご説明を申し上げます。

今回の補正は歳入に繰入金の科目追加と歳出の予算調整をし、18 年度の公園運営管理の充実を図ろうとするものでありまして、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 74 万

9,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 2 億 1,301 万 5,000 円といたしております。

内容について説明をいたします。

まず歳出におきまして、第 15 款、教育費において西はりま天文台公園運営費の経費調整と第 25 款、諸支出金費において基金の追加でございます。

一方、歳入では、30 款、繰越金において 74 万 9,000 円の補正でございます。これは平成 17 年度の決算に基づく繰越金の補正でございます。

以上、8 議案一括してのご説明となりました。ご承認をいただきますようお願いを申し上げます。提案の説明とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長(西岡 正君) 議案第 160 号ないし議案第 167 号の提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にいたしております、議案第 160 号ないし第 167 号議案につきましては、一般質問終了後、引続き本会議を予定いたしておりますので、議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(西岡 正君) ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

日程第 15 . 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長(西岡 正君) 日程 15、諮問第 3 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵迺典章君。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長(庵迺典章君) それでは、ただ今上程をいただきました諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員として活躍をいただいております、佐用町下本郷 17 番地、屋部光崇氏の任期が本年 12 月 31 日を以って満了となる為、引き続き人権擁護委員に就任いただきたく候補者として推薦をいたしたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

ご同意いただけますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長(西岡 正君) 提案に対する当局の説明は終わりました。

この際、お諮りいたします。

本案については、人事案件でありますので、議事の順序を省略して、直ちに表決に入りたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(西岡 正君) ご異議なしと認めます。

それでは本案に対する討論を省略しまして、これより本案についての採決に入ります。
諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の、起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、全員であります。よって本案は原案のとおり同意することに
されました。

ここで、暫く休憩をいたします。

再開をを、この時計で2時50分といたします。

午後02時35分 休憩

午前02時50分 再開

日程第16．議案第168号ないし議案第182号について

議長（西岡 正君） 若干早いんですが、全員お揃いでございますので、休憩前に引き続
いて再開して審議に入ります。

議長（西岡 正君） 続いて、日程16に入ります。

続いて、日程第16に入ります。

議案第168号ないし議案第182号については一括議題といたします。

議案第168号、平成17年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について。

議案第169号、平成17年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第170号、平成17年度、佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第171号、平成17年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第172号、平成17年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第173号、平成17年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第174号、平成17年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
の認定について。

議案第175号、平成17年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて。

議案第176号、平成17年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて。

議案第177号、平成17年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第178号、平成17年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第179号、平成17年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第180号、平成17年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第181号、平成17年度、佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定につい
て。

議案第182号、平成17年度佐用町水道事業会計決算の認定についてを議題といたしま
す。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程いただきました、議案第 168 号ないし第 182 号議案までの平成 17 年度、佐用町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算の認定につきまして議題とされましたので、一括で議案の説明を申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定によりまして佐用町監査委員の決算監査意見書を添えてご提案申し上げ、議会の認定を賜りたく存じますので十分ご審議いただきますようお願い申し上げます。

平成 17 年度決算につきましては、佐用郡 4 町が平成 17 年 10 月 1 日に合併いたしました関係で、10 月 1 日から平成 18 年 3 月末までの間の決算となっておりますが、合併前の計画等に基づき継続事業及び新町での計画による事業を執行いたしました関係経費で、合併後の 6 ヶ月間の歳入歳出決算でございます。金額につきましては、千円単位で申し上げます。

それでは、議案第 168 号、佐用町一般会計決算の認定につきましてご説明申を申し上げます。

一般会計の歳入総額は、81 億 111 万 9,000 円、歳出総額 80 億 1,703 万 2,000 円、歳入歳出差引残額 8,408 万 6,000 円で、翌年度に繰越すべき財源が 1,591 万 6,000 円でございますので実質収支額は 6,817 万円でございます。

歳入につきまして、収入済額に対し款別の収入割合等を報告をいたします。

町税は 9.44 パーセントで 7 億 6,460 万 8,000 円、譲与税及び交付金につきましては、国・県からのルールに基づきまして交付されます、地方譲与税 2.11 パーセントで 1 億 7,128 万 7,000 円。利子割交付金は 0.07 パーセントで 547 万 7,000 円。配当割交付金は 0.06 パーセントで 471 万 9,000 円。株式譲渡所得割交付金は 0.13 パーセントで 1,091 万 7,000 円。地方消費税交付金は 1.09 パーセントで 8,791 万円。ゴルフ場利用税交付金は 0.47 パーセントで 3,819 万 1,000 円。自動車取得税交付金は 1.14 パーセントで 9,237 万円。地方交付税は 24.28 パーセントで 19 億 6,714 万円のうち、特別交付税が 8 億 300 万円。交通安全対策特別交付金は 0.02 パーセントで 196 万 1,000 円となっております。

分担金及び負担金は 1.18 パーセントで 9,528 万 4,000 円の主なものは、久崎集会施設負担金、基盤整備促進事業負担金、児童福祉負担金などでございます。

使用料及び手数料は 1.77 パーセントで 1 億 4,315 万 8,000 円の主なものは、町営住宅使用料、町民プール使用料、し尿処理、ごみ処理手数料などでございます。

国庫支出金は 7.93 パーセントで 6 億 4,251 万 2,000 円の主なものは、児童手当負担金、障害者支援費負担金、公共土木施設災害復旧費負担金、公営住宅整備事業費補助金などでございます。

県支出金は 10.19 パーセントで 8 億 2,568 万円の主なものは、軽減保険税負担金、障害者支援費負担金、自治振興事業補助金、また医療費関係補助金、大坪地区の基盤整備事業補助金、農林水産施設災害復旧費補助金などでございます。

財産収入は 0.33 パーセントで 2,684 万 2,000 円の主なものは、土地等の賃貸料、財政基金などから生じます利子、財産売払収入は、南光中島旧駐在所跡地等の土地売払代金、また出資金戻入収入は、合併に伴い旧 4 町が兵庫県町土地開発公社に出資いたしておりました 3 町分の出資金の戻入れでございます。

寄附金は 0.08 パーセントで 637 万 8,000 円は土地改良事業、農林水産施設災害復旧などにかかります一般寄附金でございます。

繰入金は 5.17 パーセントで 4 億 1,863 万円は財政基金、ふるさと水と土保全対策基金

からの繰入金でございます。

諸収入は 15.21 パーセントで 12 億 3,245 万円の主なものは、旧町剰余金 10 億 9,430 万 9,000 円の繰入でございます。

町債は 19.33 パーセントで 15 億 6,560 万円の主なものは、合併推進事業債、過疎対策事業債、災害復旧事業債などの借入でございます。

次に、歳出ですが、人件費関係は省略させていただきまして、主な事業等につきましてご説明を申し上げます。

議会費は 1.87 パーセントで 1 億 5,015 万 7,000 円の主なものは、庁舎改修に伴います議場設備の移設、備品購入経費等でございます。

総務費は 13.11 パーセントで 10 億 5,100 万円の主なものは、総務管理費関係は、庁舎増改築工事、合併に伴います看板等サイン整備事業、自治振興費で、久崎集会所新築工事などをおこなっております。放送施設管理運営費では、旧 4 町の防災行政無線の親局を一括操作できるよう機器の改修を行いました関係経費。徴税費関係では、航空写真画像製作によるデジタル処理等行っております。選挙費関係は、平成 17 年 11 月 13 日執行いたしました町長選挙関係経費、町議会議員選挙に係る経費等。統計調査費関係では、平成 17 年国勢調査に伴います関係経費が主なものでございます。

次に、民生費は 15.64 パーセントで 12 億 5,344 万 6,000 円の主なものは、社会福祉費関係では、国民健康保険・介護保険等の特別会計への繰出金や医療費等に係ります扶助費、けんこうの里三日月の浴場改修、三日月介護予防拠点施設の駐車場整備などが主なものでございます。

児童福祉関係では、乳幼児医療費などの扶助費関係経費、また久崎保育園のアスベスト対策工事関係経費 2,010 万円を 18 年度に繰越明許いたしております。

災害救助費は住宅再建等支援金などが主なものでございます。

次に、衛生費は 7.11 パーセントで 5 億 6,982 万 6,000 円の主なものは、保健衛生費関係では、簡易水道事業特別会計への繰出金。高齢者インフルエンザ予防接種などの委託料。西新宿診療所の合併浄化槽設置工事関係経費。清掃費関係では、塵芥処理の 1 号炉・2 号炉のガス冷却室等の修繕経費。し尿処理施設の汚泥乾燥焼却設備の修繕工事経費などでございます。

次に、農林水産業費は 6.11 パーセントで 4 億 8,956 万 2,000 円の主なものは、農業費関係では、そば、大豆などの特産物の苗代・種子代等の補助。37 の協定に基づく中山間地域等直接支払推進事業経費、阿賀屋池・観音池等の調査設計業務委託、大坪地区 4.5 ヘクタールの基盤整備事業、南光ひまわり館・味わいの里三日月の増築工事などでございます。

林業費関係は、豊福団地 13.8 ヘクタールの分収契約に基づく間伐枝打を実施、15.5 ヘクタールの雪害木の伐木整理補助。平成 16 年台風 23 号による風倒木処理事業等に係る補助。また下石井地区県単自治山事業、豊福・大木谷・水根地区の町単自治山事業などが主なものでございます。

次に、商工費は 0.74 パーセントで 5,943 万 5,000 円の主なものは、「宿場町ひらふく」の県施設管理委託料、西はりま天文台公園特別会計等への繰出金でございます。

次に、土木費は 11.07 パーセントで 8 億 8,773 万 5,000 円の主なものは、土木管理費では、早瀬・坊・三ツ尾地区の急傾斜地崩壊対策事業負担金。道路橋梁費関係では、道路維持費は、12 月から 1 月にかけての除雪・凍結防止剤作業委託。道路新設改良費では、町道桑峪梶屋（くわさこかじや）線他 17 路線の改良事業を実施いたしました経費、また、町道家内宮ノ下線ほか 9 路線分、8,157 万 3,000 円を 18 年度に繰越明許いたしております。

橋梁新設改良費では、平谷橋梁改良を実施しておりますが、7,100万円を18年度に繰越明許いたしました。

河川費は、河川流木及び土砂浚渫除去などが主なものでございます。

都市計画費及び下水道費は、播磨高原広域事務組合への上水・下水道事業繰出、また特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金が主なものでございます。

住宅費は、柴谷住宅24戸に係る3期工事、上上月住宅10戸に係る3期工事、また中町団地の結露対策工事をいたしております。

次に、消防費は3.50パーセントで2億8,083万円の主なものは、常備消防費では、携帯電話からの119番通報を直接消防本部で受信するため、通報受信・転送システム設置工事。非常備消防費では、消防ポンプ積載車を上月3台・三日月2台の更新と三日月第3分団ポンプ庫の新築、春哉集落ポンプ格納庫の改修、また、西市地区防火水槽設置事業補助などを行っております。

次に、教育費は7.62パーセントで6億1,067万1,000円の主なものは、教育総務費では、三土中学校事務組合への負担金。小学校費では、三日月小学校法面、久崎小学校屋内運動場等の工事関係経費でございます。中学校費では、佐用中学校のランチルーム周辺の舗装、駐車場排水工事を行いました。

社会教育関係では、子育て学習センターの開設事業やスピカホール・佐用文化情報センターなどで、クリスマスコンサートや手づくり芝居などの事業を行いました。また、三日月文化センターの改修でエレベーターを設置、外壁改修などの工事を行っております。また上月文化会館のアスベスト対策工事経費1,070万2,000円は18年度に繰越明許いたしております。

保健体育費では、西はりま天文台周辺をコースとして、合併記念事業としてクロスカントリーアンドウォーキング大会を実施いたしました。また施設関係では、上月体育館アスベスト封じ込め工事を実施、町民プールでは、17年度利用者が4万544人で生活習慣病予防・健康増進コースなどによりますます健康管理をしていただいております。

次に、災害復旧費は3.89パーセントで3億1,222万8,000円の主なものは、農林水産施設災害復旧費関係では、過年災害関連で、補助災害関係は橋梁2件を含む92件。町単独補助分60件分に係る工事関係経費。また公共土木施設災害復旧費関係では、補助分関係40件、単独分27件の事業費関係でございます。

次に、公債費は12.60パーセントで10億972万6,000円の元利償還でございます。

次に、諸支出金は16.74パーセントで13億4,240万9,000円の主なものは、公営企業費は、水道事業高料金対策繰出などで4,347万5,000円の支出をいたしております。基金費では、財政調整基金などの利子等の積立12億8,611万7,000円をいたしております。

旧町借入金返済金は、旧上月町住宅建設改修資金貸付事業特別会計で借入れておりましたが、合併後、この特別会計を一般会計で処理をいたします関係で1,270万円を返済いたしました。

以上が一般会計の主なものでございます。

続きまして、特別会計のご説明申し上げます。

議案第169号、平成17年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明を申し上げます。

歳入歳出の概要を申し上げます。決算書13ページから16ページに掛けての歳入につきましては、予算現額13億9,299万7,000円に対し、調定額は14億7,603万9,000円で、収入済額は13億9,357万7,000円。不納欠損額が700万8,000円。収入未済額は7,545万2,000円となっております。なお、滞納額につきましては、旧4町の16年度決算と比較いたしますと、不納欠損額を考慮いたしますと、17年度決算では、約940万円の減と

なっております。

歳出では、予算現額に対して、支出済額は13億9,297万4,000円。不用額は2万2,000円余りでございます。

歳入歳出差引額60万3,000円で、これを基金に繰入れをいたします。財産に係る調書の85ページの基金では、本年度中増減額は8,477万7,000円の減で、17年度末残高は1億1,176万4,000円であります。

それでは、311ページの事項別明細書の歳入より説明をいたします。

第5款、国民健康保険税は、一般被保険者分及び退職被保険者分の現年度分と滞納繰越分を合わせまして調定額4億4,087万4,000円に対しまして、収入済額は3億5,841万3,000円。不納欠損額700万8,000円。収入未済額は7,545万2,000円でございます。

第15款、使用料及び手数料は、督促手数料で10万8,000円、1,089件分でございます。

第20款、国庫支出金は、療養給付費、老人保健拠出金、介護納付金、高額医療費共同事業、普通調整交付金の国庫負担金及び国庫補助金で合計3億8,927万1,000円でありませぬ。

25款、療養給付費交付金3億5,774万5,000円は、療養諸費、高額医療費、移送費の退職被保険者分でございます。

第30款、県支出金の7,203万7,000円は、高額医療費共同事業負担金、保険事業補助金、財政調整交付金でございます。

第35款、共同事業交付金は、高額医療共同事業交付金でございます。

第45款、繰入金の一般会計繰入金は、ルールに基づき一般会計から繰入れを受けるもので、内容は備考欄に記載しておりますとおりで合計7,291万円でありませぬ。15項の基金繰入金は、医療費の増額により8,505万2,000円を基金より繰入れをいたしております。

第55款、雑入で3,959万8,000円の収入は、17年度前期の決算において赤字決算としないために、旧4町が一時借入をした残額を受け入れたものでございませぬ。

続いて、歳出についての説明をいたします。

第10款、総務費につきましては、職員に掛かる人件費関係及び事務経費でありますので説明は省略をさせていただきます。

第15款、保険給付費の療養諸費は、一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費及び医療費で合計6億4,748万9,000円でありませぬ。15項、高額療養費は一般被保険者分、退職被保険者分の合計で5,918万3,000円となります。25項、出産育児諸費は6件。30項、葬祭諸費は103件でありませぬ。

第20款、老人保健拠出金は、医療費拠出金が2億1,115万8,000円。事務費拠出金が405万円でありませぬ。

第50款、諸支出金は、3億7,416万4,000円の支出となっておりますが、15項の旧町借入金返済金が最も大きいもので3億6,110万円。歳入で説明をいたしました、17年度前期決算時の一時借入を返済したものでございませぬ。

以上、国民健康保険特別会計歳入歳出の決算についての説明といたします。

次に、議案第170号、平成17年度老人保健特別会計決算の認定についてのご説明を申し上げます。

本会計の歳入歳出決算の総額は、決算書の21ページから24ページに記載しておりますとおり、歳入歳出それぞれ予算現額18億5,584万2,000円に対し、調定額、収入済額及び執行額とも18億5,582万7,000円となりました。

まず歳入より説明をいたします。

歳入、決算書の事項別明細は、335ページからご覧頂きたいと思ひませぬ。

歳入の第5款、支払基金交付金は10億8,826万8,000円で、収入全体に占める割合は、

58.6 パーセントとなります。

国庫支出金では、4億8,430万9,000円。県支出金では、1億2,481万円となり、国庫の負担率は26.1パーセント。県の負担率は6.7パーセントとなっております。

繰入金はルールに基づき町の負担分で、一般会計からの繰入金1億2,064万円となり、諸収入の主なものは、第三者行為による賠償金として、270万8,000円。

雑入では、合併前の旧町の会計より引継いだ剰余金が3,509万1,000円となっております。

続いて歳出をご説明申し上げます。

第5款、医療諸費では16億6,972万円で、歳出全体に占める割合は90パーセントです。今回の決算では、合併による半期分だけですが、17年度全体で見ますと、16年度と比較して医療費で2.3パーセントの増加となっております。

老人医療の対象につきましては、平成19年10月からは、満75歳以上を対象とする対象者の年齢引き上げの経過措置の途中であります。16年度と比較して17年度は約220人対象者が減少している中で医療費の増加でありますので、実質的な伸び率は、もう少し高く、医療費の伸びは継続しているものと言わざるを得ません。

今後も継続した予防教育と啓発活動により、またそれぞれの病気に対する早期発見に努めながら、医療費の抑制に努めてまいります。

この他、10款、諸支出金は、過年度精算金として償還金で1,480万9,000円。繰出金で470万円を支出。また合併による年度途中の決算に対応するため、旧町のそれぞれの老人保健会計に対する借入金の返済分1億6,650万円も返済金として精算しております。

以上、簡単でございますが、老人保健特別会計決算の説明といたします。

次に、議案第171号、佐用町介護保険特別会計決算認定について、提案のご説明を申し上げます。

平成17年度の決算状況は、歳入総額8億7,457万円。歳出総額8億4,006万円。差引き3,451万円となっております。

歳入につきましては、介護保険料1億871万3,000円。

使用料及び手数料2万4,000円は督促手数料。

国庫支出金2億885万8,000円の主なものは、介護給付費負担金、調整交付金などでございます。

支払基金交付金2億5,025万円は、介護給付費交付金で、県支出金8,486万8,000円は、介護給付費負担金で、財産収入7万6,000円は、介護給付費準備基金の預金利子であります。

繰入金1億4,851万2,000円の主なものは、一般会計繰入金、介護保付費準備基金繰入金などでございます。

諸収入7,326万5,000円の主なものは、旧町の剰余金でございます。

歳出につきましては、人件費関係は省略させていただきます。

総務費5,058万8,000円の主なものは、電算関係の介護システム改修委託料、介護保険事業計画改定事務委託料、認定調査手数料などでございます。

保険給付費7億7,618万2,000円は、それぞれ介護・支援サービス費であります。

財政安定化基金拠出金129万1,000円は、基金への拠出金です。

基金積立金7万6,000円は、介護保付費準備基金積立金であります。

諸支出金792万円の主なものは、過誤納による償還金であります。

公債費400万円は、財政安定化基金への償還金であります。

以上が介護保険特別会計の決算であります。

次に、朝霧園特別会計の決算について説明を申し上げます。

議案第 172 号、平成 17 年度朝霧園特別会計の決算につきましては、本会計の歳入歳出予算の総額は、決算書の 31 ページから 34 ページに記載しておりますとおり、歳入歳出それぞれ予算現額 7,150 万 3,000 円に対し、調定額、収入済額及び執行額とも 7,147 万 8,970 円となりました。

まず歳入よりご説明をいたします。

決算書の事項別明細は、365 ページからご覧下さい。

歳入の第 10 款、事業収入は 5,990 万 1,000 円で、これは定員 50 名の入所者にかかる生活扶助費及び施設事務費で収入全体に占める割合は 83.8 パーセントとなります。

国庫支出金及び県支出金は、アスベスト除去工事経費に掛かるもので、国庫の負担率は 50 パーセント。県の負担率は 25 パーセントとなっております。

繰入金 346 万 1,000 円は、事業収入の不足分を補てんする一般会計からの繰入金でございます。

諸収入での主なものは、合併前の会計より引き継いだ剰余金が 239 万 8,000 円となり、また町債の 130 万円は、アスベスト除去工事に掛かるものでございます。

続いて歳出をご説明いたします。

10 款、民生費、老人ホーム費の内、一般管理費は施設職員に掛かる人件費及び事務費等 5,294 万 2,000 円を執行いたしておりますが、この内の工事請負費が 549 万 1,000 円であり、アスベストの工事分でございます。運営費では、施設管理費及び入所者に掛かる食事材料費等により 1,853 万 6,000 円を執行いたしております。

以上、簡単でございますが、朝霧園特別会計決算の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第 173 号、平成 17 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明を申し上げます。

まず、歳入歳出の総額については、歳入収入済額 12 億 4,074 万 2,000 円。歳出の支出済額 12 億 896 万 4,000 円。差引額 3,177 万 8,000 円。翌年度へ繰越すべき財源、3,013 万円。実質収支として 164 万 8,000 円の黒字となり、その内 100 万円を基金に繰入れをいたしました。

それでは決算事項別明細についてのご報告をいたします。

決算書 3.77 ページをお開きをいただきたいと思います。

まず歳入より説明をいたします。

10 款、分担金及び負担金、10 項、負担金については、新規加入負担金 9 戸分 270 万円。口径変更による負担金 10 万円及び給水工事費負担金 49 万 6,300 円であります。15 項、分担金については、奥海地区加入分担金 53 戸分 530 万円であります。

15 款、使用料及び手数料、第 10 項使用料につきましては、現年度分調定額 1 億 8,184 万 5,000 円に対して、1 億 7,934 万 4,000 円の収入済額。収納率 98.62 パーセントで 250 万円が未済となりました。なお、未済件数は 120 人であります。滞納繰越調定額 446 万 2,000 円に対しまして、10 万 7,000 円の収入済額、収納率が 2.42 パーセントで 435 万 4,000 円が未済となりました。なお、未済件数は 42 人であります。15 項、手数料については、給水工事の検査手数料等で、20 万 6,000 円の収入となりました。

20 款、国庫支出金、第 10 項、国庫補助金については、奥海簡易水道新設事業補助金 1 億 59 万 7,000 円。この補助率が 10 分の 4 です。北部・漆野簡易水道統合水量拡張事業補助金 1 億 573 万 7,000 円。補助率は 3 分の 1 です。三日月簡易水道浄水設備改良事業補助金 4,281 万 4,000 円。補助率は 4 分の 1 として合計 2 億 4,914 万 8,000 円であります。

35 款、繰入金として建設改良費等に充当するため、6,469 万 4,000 円を一般会計から繰入れをいたしております。

45 款、諸収入第 15 項の雑入においては、姫路鳥取線建設に伴う配水管移設補償金 3 件

579万9,000円。消費税還付金2,484万8,000円。旧町の決算に伴う余剰金7,044万8,000円を収入いたしました。

90款、町債においては、奥海簡易水道新設事業、北部・漆野簡易水道統合水量拡張事業及び三日月簡易水道浄水施設改良事業の財源として6億3,730万円を借入をいたしております。

次に、歳出の説明をいたします。

10款、簡易水道事業費、10項、管理費、10目の一般管理費につきましては、人件費及び経常経費であり、1節報酬から19節の負担金補助及び交付金につきましては説明を省略をいたします。22節の補償補填及び賠償金につきましては、三日月簡易水道浄水施設改良事業に伴う共同アンテナ移設補償費101万2,000円であります。27節の公課費につきましては、消費税として735万9,000円を支払っております。20目、現場管理費につきましては、佐用簡易水道、中部簡易水道、奥海簡易水道、南部簡易水道、北部簡易水道及び三日月簡易水道の維持管理経費でございます。11節、需用費で主なものといたしましては、光熱水費。修繕料及び医薬材料費を佐用簡易水道分510万9,000円。中部簡易水道分660万。奥海簡易水道分22万5,000円。南部簡易水道分891万9,000円。北部簡易水道分207万1,000円及び三日月簡易水道分803万2,000円を支出し、合計3,228万4,000円の支出であります。13節、委託料については、電気計装等の管理委託料として、佐用簡易水道分302万9,000円。中部簡易水道分の291万7,000円。南部簡易水道分が59万7,000円。北部簡易水道分が61万9,000円及び三日月簡易水道分が270万1,000円支出し合計986万5,000円であります。15節の工事請負費につきましては、佐用簡易水道の佐用配水地流量計取替工事ほか6件で490万7,000円。中部簡易水道では峠浄水場コンクリート舗装工事ほか6件で750万6,000円で、三日月簡易水道では発電機取替工事費として945万円を支出をいたしております。なお、姫路鳥取線建設に伴う町道申山高伏線配水管移設工事を姫路鳥取線建設工事の工期変更により1,441万5,000円を翌年度に繰越をいたしました。

10款、簡易水道事業費、15項、管理費、10目の建設改良費では、歳入において説明をいたしましたが、奥海簡易水道新設事業、北部・漆野簡易水道統合水量拡張事業及び三日月簡易水道浄水施設改良事業に掛かるものであります。別冊の主要な施策の成果説明書78ページをご覧くださいと思います。委託料については、設計監理測量等の委託料として奥海簡易水道新設事業に609万円。北部・漆野簡易水道統合水量拡張事業に874万1,000円及び三日月簡易水道浄水施設改良事業に677万3,000円を支出をいたしました。工事請負費につきましては、奥海簡易水道に2億9,125万2,000円。北部・漆野簡易水道事業に3億7,478万3,000円及び三日月簡易水道事業に2億5,185万9,000円。町道春哉線災害復旧工事に67万円を支出をいたしました。19節、負担金及び交付金につきましては、国庫補助事業採択金額割合に伴う県簡易水道事業、県の簡易水道協議会への負担金でございます。なお桑村地区水道施設工事を実施設計等の遅れにより翌年度に2,871万5,000円繰越をいたしました。

第20款、公債費では、簡易水道事業債及び過疎対策事業債償還金として元金8,584万2,000円。利子6,869万5,000円を支出をいたしました。

以上、平成17年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についての説明といたします。

次に議案第174号、佐用町特定環境保全公共下水道特別会計の決算についての説明を申し上げます。

この会計は特定環境保全公共下水道事業で設置した5箇所の浄水場と120箇所のマンホールポンプ場、1箇所の雨水ポンプ場及び汚水管路の維持管理経費と佐用処理区の雨水

ポンプ場の建設、雨水管路の設計委託及び上月処理区の処理槽増設工事、汚水管路工事を実施した決算でございます。

本会計の決算は、歳入総額 6 億 2,460 万 2,000 円。歳出総額 6 億 2100 万 8,000 円で、歳入歳出差引額は 359 万 4,000 円であります。翌年度に繰越をいたします。

それでは決算事項別明細についてご報告をいたします。決算書 391 ページをご覧くださいと思います。

歳入の主なものは、分担金及び負担金 526 万 9,000 円は加入負担金及び工事負担金等でございます。

使用料及び手数料 8,740 万 9,000 円は、下水道使用料金であります。

国庫支出金 1 億 60 万円は、下水道建設工事費に対する国庫補助金で、繰入金 1 億 9,590 万 2,000 円は、一般会計からの繰入金であります。

諸収入、1 億 5,192 万 1,000 円の主なものは、消費税還付金、旧町の剰余金の繰り入れであります。

町債、8,350 万円は、下水道建設工事の起債であります。

次に歳出の主なものは、公共下水道事業費 3 億 1,388 万 8,000 円の内訳は管理費においては、1 億 2,267 万 9,000 円で、人件費等事務的経費の一般管理費と現場管理費として 5 箇所の処理場等の維持管理経費であります。

事業費、1 億 9,120 万 8,000 円の主なものは、佐用雨水ポンプ場の建設工事、上月中学校周辺の下水道管渠工事及び佐用雨水管渠実施設計委託、上月浄化センターの処理槽の増設工事の下水道事業団への委託等の経費であります。

公債費、3 億 712 万円は、下水道債の償還元金及び利子であります。

以上、17 年度特定環境公共下水道事業の決算の説明といたします。

次に議案第 175 号、佐用町生活排水処理特別会計歳入歳出決算についての提案の説明を申し上げます。

この決算は農業集落排水事業で建設した、佐用地域 3 施設。上月地域 4 施設。南光地域 3 施設の計 10 箇所の浄化センターとマンホールポンプ場 43 箇所及び汚水管渠を維持管理運営をしていくための経費と、特定地域生活排水処理事業として、佐用地域に設置した約 700 基の合併浄化槽の維持管理に要した会計決算であります。

本会計の決算額は歳入総額 1 億 9,714 万 3,000 円。歳出総額 1 億 9,506 万 9,000 円。歳入歳出差引残額は、207 万 4,000 円であり、翌年度に繰越をいたしております。

それでは 403 ページの事項別明細書、歳入からご説明をいたします。

歳入においては分担金及び負担金 90 万円は加入負担金であります。

使用料及び手数料 3,954 万 9,000 円は、佐用地区の浄化槽の使用料と町内 10 箇所の農業集落排水施設の使用料であります。

繰入金、1 億 1,664 万円は一般会計からの繰入金であります。

諸収入、4,005 万 3,000 円の主な内容は、旧町特別会計からの繰越金であります。

歳出におきましては、生活排水処理事業費は 6,606 万 4,000 円で、内訳では、浄化槽管理費 2,611 万 5,000 円の主な内容は、浄化槽の保守管理委託料、水質検査委託料、消費税納付金でございます。

農業集落排水施設の管理費は 3,994 万 9,000 円であり、うち一般管理費は、人件費等の管理的経費で現場管理費は 10 箇所の浄化センターの光熱水費、管理委託料等の現場的経費でございます。

公債費、1 億 2,900 万 4,000 円は、合併浄化槽及び農業集落排水施設建設起債の元利償還金でございます。

以上、生活排水処理特別会計の決算の説明とさせていただきます。

次に議案第 176 号、佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出の決算認定につきましてのご説明を申し上げます。

歳入総額は 1 億 3,111 万 5,000 円。歳出総額は 1 億 3,036 万 6,000 円となり、差引きまして 74 万 9,000 円の残となりました。残額の 74 万 9,000 円は、平成 18 年度西はりま天文台公園特別会計に繰越しようとするものであります。

昨今の非常に厳しい財政事情の中にありまして 17 年度の決算が、このように黒字に結べました事につきましては、県当局のご支援はもとより、皆様方の深いご支援の賜物であり、感謝を申し上げます。

まず、歳入から説明をいたします。

第 10 款、使用料及び手数料の 218 万 1,000 円は、野外活動センターの使用料収入でございます。

15 款、県支出金の 931 万 3,000 円は、県費による公園管理運営委託金でございます。

財産収入の 7 万 4,000 円は、西はりま天文台公園整備基金の利子でございます。

繰入金の 1,700 万 9,000 円は、一般会計からの繰入金であります。

諸収入の 1,871 万 6,000 円は、預金利子及び雑入であります。

以上により歳入合計は、1 億 3,111 万 5,000 円となりました。なお、調定に対する収入の割合は 100 パーセントであります。

次に歳出について説明をいたします。

第 10 款、総務費は水道施設等の運営に要した費用の 207 万 1,000 円であります。

第 15 款、教育費の 1 億 1,892 万 1,000 円は、公園の管理運営に要した人件費、需用費、維持費等でございます。

第 20 款、公債費の 929 万 9,000 円は、町債の元利及び利子の償還、それぞれ 2 件でございます。

第 25 款の諸支出金の 7 万 4,000 円は、西はりま天文台公園整備基金利子の積立であります。

99 款の予備費の執行はございません。

よって歳出の合計は 1 億 3,036 万 6,000 円となりました。なお、歳出予算に対する執行割合は 99.3 パーセントとなりました。

以上、西はりま天文台公園特別会計の決算のご説明といたします。

次に議案第 177 号、笹ヶ丘荘特別会計につきまして提案のご説明を申し上げます。

この施設は、町内唯一の公営宿泊施設であり、都市との交流、憩いの場、企業等の研修の場として、ゆとり、うるおい、やすらぎなどに親しまれる施設として運営に努力をいたしております。

17 年度、合併後の施設利用客は、皆様のご協力により、やや増加をみており、宿泊客数 2,304 人。休憩 87 人。食事 1 万 2,112 人。入浴 2,941 人。会議 564 人。結婚式 2 組 88 人の、合計 1 万 8,096 人で、対前年 485 名の増となっております。しかしながら、長引く厳しい経済状況の中、赤字決算となりました。

内容につきましては、歳入総額 5,551 万 3,000 円。歳出総額 6,086 万 3,000 円。歳入差引不足額 535 万円は平成 18 年度歳入繰上充用金を予定をいたしております。

まず、歳入につきましては、笹ヶ丘荘事業収入 5,123 万 6,000 円。交流会館事業収入 111 万 2,000 円。一般会計繰入金 284 万 7,000 円。諸収入 31 万 6,000 円となっております。

歳出につきましては、笹ヶ丘荘費 5,690 万 3,000 円で、その主なものは人件費と運営管理に伴う需用費で、冷房等修繕費 216 万円。賄材料費が 1,639 万 5,000 円。役務費はクリーニング等手数料 120 万 7,000 円。委託料は、宿日直業務の委託料などが主な状況、ものであります。

交流会館費は、395万9,000円で、その主なものは人件費、管理運営に伴う光熱水費等の需用費、役務費等でございます。

以上で、笹ヶ丘荘の特別会計決算の説明といたします。

議案178号、佐用町歯科保健特別会計決算につきまして提案のご説明を申し上げます。

平成17年度の決算状況は、歳入総額1,755万6,000円。歳出総額1,725万9,000円で、差引き29万7,000円となっております。

歳入につきましては、診療収入1,335万9,000円は診療報酬収入で、財産収入4,000円は、歯科保健センター運営基金の預金利子で、繰入金310万円は、歯科保健センター運営基金及び一般会計からの繰入金でございます。

諸収入109万1,000円の主なものは、歯ブラシの売上料。旧町からの剰余金でございます。

歳出につきましては、職員の人件費関係は省略させていただきます。

総務費1,209万8,000円の主なものは、歯科医師の報酬・派遣旅費、光熱水費などでございます。

医薬費415万9,000円の主なものは、医薬材料費、歯科技工委託料などでございます。

諸支出金100万円は、借入の返済金であります。

以上が歯科保健特別会計の決算で、以上で歯科保健特別会計の決算の説明とさせていただきます。

次に、議案179号、宅地造成事業特別会計につきましての提案の説明を申し上げます。

この会計は17年度に合併、17年度中の合併前に佐用姫団地の最後の1区画269.9平米の売払代金収入、公債費の元利償還金支出が主な内容であります。

歳入総額1,302万5,000円。歳出総額1,166万4,000円。歳入歳出差引額136万円となっております。

歳入につきまして主なものは、宅地売払収入757万円。

雑入として、旧佐用町剰余金540万3,000円を繰入れております。

歳出につきましては、宅地造成費853万5,000円の主なものは、宅地造成基金への847万2,000円を積立てております。

公債費は、元利償還金312万9,000円でございます。

以上で、宅地造成事業会計決算の説明といたします。

次に、議案第180号、平成17年度佐用町石井財産区特別会計でございますが、歳入総額393万6,000円。歳出総額2万2,000円。歳入歳出差引額391万4,000円で実質収支額は391万4,000円でございます。

歳入につきましては、諸収入の旧町剰余金、繰入金等393万6,000円でございます。

歳出は、3月30、財産管理委員会を開催いたしました経費2万2,000円の支出でございます。

以上が、石井財産区特別会計の決算の説明であります。

続きまして、議案第181号、平成17年度農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を申し上げます。

平成17年度事業の概要は農家の皆様のご理解と共済連絡員さんのご協力により、総共済金額4,400万円の引受けをいたし、行いました。内訳は、麦共済49戸34ヘクタール、共済金額1,000万円。家畜共済では194頭、共済額2,900万円。園芸共済では10戸、28棟、共済金額500万円となっております。

一方、被害は水稻共済においては、干害・獣害等により97戸、311万3,000円。麦共済は湿潤害により3戸に対し53万5,000円。家畜共済におきましては、死麩63頭、病傷事故569頭で1,432万5,000円。大豆共済では、獣害等により47戸に対して225万6,000

円。園芸施設共済では、風害により9万5,000円。総額2,032万4,000円の共済金を支払っております。

共済事業収益では、総計7,188万3,000円。また共済事業費として7,000万6,000円となり、当期剰余金は187万7,000円となりました。

次に、17ページからの収益費用明細書についての説明をいたします。

1の農作物共済勘定では、事業収入が836万7,000円で、その主なものといたしましては、農作物共済掛金が39万6,000円。農作物保険金91万2,000円。農作物責任準備基金戻入447万7,000円。農作物特別積立金戻入211万円でございます。

事業費用として662万6,000円で、主なものといたしましては、農作物共済金364万8,000円。農作物無事戻金118万2,000円。業務勘定繰入122万4,000円であります。

2の家畜共済勘定では、事業収入として2,428万円で、主なものといたしましては、家畜共済掛金769万8,000円。家畜保険金で718万4,000円。受取診療補填金159万4,000円。技術給付金374万9,000円。家畜責任準備金戻入401万2,000円でございます。

事業費用では、2,418万8,000円で、主なものは技術料776万3,000円。家畜共済金1,432万4,000円。家畜責任準備金繰入155万5,000円であります。

3の畑作物共済勘定では、事業収入で225万6,000円で主なものは、畑作物保険金208万4,000円であります。

事業費用では、225万6,000円で、畑作物共済金225万6,000円であります。

4の園芸施設共済勘定では、事業収益29万円で、園芸施設共済掛金9万4,000円。園芸施設保険金8万5,000円。園芸施設責任準備金戻入11万円あります。

事業費用24万6,000円は、園芸施設保険料12万9,000円。園芸施設共済金9万4,000円。園芸施設責任準備繰入2万3,000円でございます。

5の業務勘定では、事業収入が3,668万8,000円で、主なものは、受取補助金2,554万1,000円。内訳は町負担金が1,003万2,000円と県補助金1,550万9,000円あります。受取奨励金59万6,000円はネットワーク化情報システム助成金等あります。賦課金43万8,000円は、各共済事業の事務費相当分でございます。

受取損害防止事業負担金111万2,000円は、水稻、家畜の損害防止分として、県連合会から受入れをしております。

事業勘定受入122万4,000円は、畑作物共済勘定から受入れたものでございます。

事業外収益773万2,000円は、受取寄附金として750万円を建物共済会計から受入れ、23万2,000円は、受取利子であります。

業務事業費用3,668万8,000円で、そのうち、49万3,000円は、支払賦課金として県連合会へ支払っております。

一般管理費2,902万1,000円は、職員の給料、手当、事務費等の経常経費であります。

普及推進費40万5,000円は、農業共済新聞購読料等あります。

損害評価費232万5,000円は、損害評価委員等の報酬が主なものであります。

損害防止費282万7,000円は、水稻、家畜の損防用薬剤費等あります。

事業外費用160万8,000円は、業務引当金繰入であります。

次に5ページをお開きください。

本年度の剰余金187万6,000円の処分として、農作物共済勘定に174万1,000円を、家畜共済勘定に9万1,000円。園芸施設勘定に4万4,000円を、それぞれ積立てをいたしております。

以上が、農業共済関係の歳入歳出決算の概要でございます。

次に、議案第182号、平成17年度の佐用町水道事業企業会計決算についてのご説明を申し上げます。

水道事業は、住民生活の重要な基礎をなすものであり、施設の整備充実と共に、施設の耐震化をはじめとする災害に強い施設改良を行い、加入者の皆様へ安全で安心できる、して使用ができる水を安定供給することを使命として鋭意努力をしているところでございます。

最初に事業の実施状況であります。給水人口は減少傾向が続いているものの、生活排水処理事業の完了に伴う水洗化の増加により一般家庭の需要は増加傾向にあります。また、営業用、事業用においても景気の改善傾向が続き、使用水量は共に前年より増加に転じております。平成 17 年度の業務量は年度末給水人口 5,398 人で、前期より 58 人減少し、給水件数は 1,931 件で、17 件の減少となっております。1 日 1 人当たりの平均使用料は、297 リットルで増加の傾向が続いております。今期の配水量は 32 万 3,502 立米で、前期比の 6.9 パーセントの減となり、有収水量は 1 万 5,113 立米の減となりました。

次に、それぞれの収支の状況につきましては、まず収益的収入の予算額 1 億 2,682 万 2,000 円に対し、税込決算額 1 億 4,274 万 7,000 円で、1,592 万 5,000 円の増収となり、その主なものは水道料金と高料金対策費でございます。

収益的支出では、予算額 1 億 7,471 万 6,000 円に対して、税込決算額 1 億 7,490 万 4,000 円で、その主なものは水道水の供給費費用及び減価償却費、企業債利息であります。

資本的収入では予算額 9,991 万 9,000 円に対して税込決算額 9,103 万 8,000 円で、その主なものは企業債と工事請負金でございます。

また資本的支出では、予算額 1 億 185 万 4,000 円に対して、税込決算額 8,329 万 8,000 円で、その主なものは、上水道施設改良工事請負費と企業債元金償還金であります。

次に、損益計算では、税抜総収入 1 億 4,013 万 4,000 円に対して総費用は 1 億 7,304 万 8,000 円で、当年度純損失 3,291 万 4,000 円となり、前期繰越欠損金 1 億 3,382 万 1,000 円と合わせて 1 億 6,673 万 5,000 円円が当年度未処理欠損金となり、欠損金処理計算書案で、翌年度繰越欠損金として予定をいたしております。

なお、詳細につきましては損益計算書、余剰金計算書、欠損金処理計算書案、貸借対照表、その他付属書類を添付いたしておりますのでご覧をいただきたいと思っております。

以上で、平成 17 年度の佐用町水道事業企業会計決算についての提案の説明とさせていただきます。

以上、15 会計一括して決算状況についてご説明を申し上げました。充分ご審議を賜り認定をいただきますように、お願いを申し上げまして説明を終わらせていただきます。どうも失礼いたしました。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今議題にいたしております、議案第 168 号ないし第 182 号議案につきましては、決算認定に関する議題であり、この件に関しましては、日程第 18 で全員による決算特別委員会を設置するため、次の本会議まで議事を打ち切りたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

議長（西岡正君） 日程第 17、監査報告についてであります
続いて、日程第 17 に入ります。

提案をされております議案第 168 号ないし議案第 182 号につきましては、監査委員による決算監査を受けておりますので、ここで代表監査委員より監査報告を受けます。
代表監査委員、野村 靄君。

〔代表監査委員 野村 靄君 登壇〕

代表監査委員（野村 靄君） 失礼します。ただ今、ご紹介にありました代表監査委員の野村でございます。

平成 17 年度、佐用町一般会計、特別会計及び公営企業会計決算審査の意見をお手元の意見書に添って述べさせていただきます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により審査にされた平成 17 年度佐用町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算及び証拠書類その他政令で定める書類並びに同法第 241 条第 5 項の規定により各基金の運用状況を示す書類を審査いたしました結果別紙のとおり意見書を町長に送付したわけでございます。

7 ページで意見書の 7 ページに総括意見で述べておりますが、この審査に付されました決算書は平成 17 年 10 月 1 日、新町発足後 18 年 3 月 31 日までの 6 ヶ月決算となり、この間の主要施策、重点課題等の実施状況について説明を求めました。

審査は、石黒永剛監査委員と私の 2 名の者があたりました。

審査の 1 ページです。第 1、審査の概要でございますが、一般会計、国民健康保険特別会計他 11 件と水道事業会計と農業共済事業特別会計となっております。

(2)の審査期日、平成 18 年 8 月 7 日から平成 18 年 8 月 11 日となっております。

(3)、審査の手続きでございますが、この審査の対象となった一般会計決算書、各特別会計決算書のそれぞれの事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各基金の運用状況及び主要な施策の成果を説明する書類を、関係法令に準拠し、調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼に通常実施すべき審査を実施したほか、必要と認めるその他の審査の手続を実施しました。

(4)審査の結果でございます。審査に付された平成 17 年度佐用町一般会計及び特別会計（国民健康保険外 11 特別会計）に関する歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿その他証拠書類と照合した結果誤りのないものと認められました。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても関係諸帳簿その他証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められました。

そこですら、会計収支 3 ページをお開き願いますか。第 3、会計収支という項目があるわけですが、これは、一般会計並びに特別会計、先ほど、町長さんの方から詳細な説明がありましたので、3 ページから 6 ページは割愛させていただきます。

それで、7 ページをお開き願います。総括意見でございます。

平成 17 年度決算は、新町発足後 10 月からの決算となり、財政指標等前年度と対比することが出来ないが、財源の多くを国や県からの交付金や補助金に依存する状況であり、「三位一体改革」が進められるなかで地方交付税の削減は特に人口規模の小さい町村ほど、厳しい財政運営を迫られています。さらに人口減少や少子高齢化の進行、生産年齢人口の減少によって税収が減少し、基本的な行政サービスの提供にも支障が生じることが懸念される、行政サービス水準の維持・向上を図るためにも 4 町の合併効果により行政コストの削

減や税収確保をしながら、速やかな一本化を推進し、住民福祉の向上、新町全体の均衡ある発展により住民と行政との協働による自立したまちづくりの基本姿勢を構築しなければならない。

また町民の多くは合併による経費削減や行財政の効率化を望む声に応えるためにも、行財政改革をより強固にし、効率かつ効果的な行政運営を図り新佐用町の財政基盤の確立・強化を望むものであります。

次に、賦課徴収関係でございます。長引く景気低迷を受け、町税全体で滞納額 4 億 6,581 万 9,709 円、不納欠損額 700 万 1,879 円、これは決算書の 88 ページ、また後でご覧下さい。国保税滞納額 7,545 万 2,855 円、不納欠損額 700 万 8,665 円、これは決算書の 312 ページ、ちょっと後でまた見といてください。介護保険、介護保険料滞納額 196 万 2,320 円、不納欠損額 14 万 1,800 円。次に児童福祉施設費負担金滞納額、決算書 94 ページで、58 万 5,950 円。町営住宅等使用料滞納額 825 万 3,900 円。簡易水道使用料滞納額 685 万 5,155 円。下水道使用料滞納額 185 万 5,620 円。生活排水処理使用料滞納額 47 万 2,900 円となっており、今後も経済推移に変化がなければ増加する傾向が予想され、現状を的確に把握し、滞納処理方策を検討する必要がある。当該納税者等の生活実態調査を行うと共に、債権確保や税の公平負担の観点から法的手段も考慮に入れた厳正な姿勢により税収等の確保に邁進されたい、また新規滞納者を出さない努力も肝要である。

新町発足後、徴収率向上委員会を設置し納税相談・個別相談等を繰返し実施した結果、顕著に、その成果が見られました。経済状況が好転しつつあるが、その域に達しておらず納税環境が阻害され、各課の連携をより強固にし、抜本的な滞納整理や処分を講ずる必要があるものもあり、今後さらなる努力をされたい。

次、福祉関係。介護保険制度は平成 12 年度に創設され、第 3 期介護保険事業計画を樹立、将来の高齢化にむけた保険事業の安定のために努力されたいと。

外出支援サービス事業は合併前の旧制度をそのまま移行し、各地域で利用されているが、それぞれの利用者の意見を聞き、気軽に利用でき、財政基盤に支障をきたさない新外出支援サービス事業の確立に鋭意努力されたい。

次に、農業・商工観光関係でございます。農水省の地産地消を広め、消費者安全優良食品と評価できる「兵庫ブランド」の認定農産物加工品等の支援施策を充実させ、既設の特産物販売施設や観光施設を拠点とした、新しい農業振興や平成 16 年度の台風による山林風倒木の除去等二次災害の危険を回避する対策に、より一層努力をされたい。

農業並びに商工業者の後継者問題は深刻であり近代化、活性化は避けられないが行政の役割として更なる強力な支援策が肝要である。

町内は勿論、特に西播磨テクノポリス地域への企業誘致は最優先重要課題であり、計画的な誘致を行い、ひいては若者の定住や人口増に繋がり、活気に満ちた豊かな町づくりに必要不可欠な課題であり努力されたい。

教育文化関係ですが、安全安心なまちづくりは、住民自ら協同意識をもつことも必要であるが、地域社会で子どもや老人が誘拐、振込み詐欺などにあわないための体制づくりにより地域の安全推進に努力されたい。

両親教育、子育て相談やママプラザ等、行政と児童委員が共に連携し、安心して出産子育てが出来る環境、悩める親の視点からの指導、助言により少子化対策に貢献願いたい。

地域づくりセンターを中心に、より良い地域の実現、住民の豊かな暮らしの実現に向け、地域住民のニーズに応えた活動支援策、または歴史遺産、史跡や伝統文化等を継承できる体制の基盤整備を図られたい。

教育施設にあっては、災害時の緊急避難場所に多く指定されており、早急に耐震診断を行い、教育施設の整備を図られたい。

次に、生活環境関係でございますが、環境を守る上で個人家庭や事業者等の排水対策は、切っても切れない問題で、下水道法に定める工事後3年以内を目途に、供用開始への普及啓蒙を積極的に、接続率100パーセントを達成に努力され、最終的には地域河川の清流を取り戻すことが大切である。また上・下水道使用料金についても未納者に一考講じる対策も必要である。

9ページを開いていただけますか。

平成17年度水道事業決算審査意見書でございます。

第1、審査の概要でございますが、審査の対象は、平成17年度水道事業会計決算書。審査期日は、平成18年8月8日。審査の手続は、この審査の対象となった決算報告書、事業報告書及び付属明細書について、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表しているかどうかを検証するため、総勘定元帳、その他の会計帳票及び関係書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認められたその他の審査手続を実施しました。

審査に当たっては、当事業が経済性を発揮し、公共の福祉を増進するように運営されたかどうか検証しました。

(4)審査の結果、審査に付された平成17年度水道事業特別会計決算書、財務諸表、事業報告書及び付属明細書は、関係法令に準拠して作成されており、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めました。

1、決算の規模、水道事業会計でございますが、区分、予算、決算というふうになっております。水道事業総収益は1億2,682万2,000円。決算額1億4,274万7,947円となっております。

次の水道事業総事業費、これは1億7,471万6,000円、予算。決算額の1億7,490万4,311円。

そして当年度の純利益4,789万4,000円。決算額3,291万4,106円。前年度繰越利益剰余金1億3,382万1,000円。決算額1億3,382万1,805円。当年度末未処理分利益剰余金1億8,171万5,000円。決算額が1億6,673万5,911円となっております。

2番目の、その他の意見として、建設費の財源に企業債発行を行っており、償還に伴う財源確保に努力されたい。

10ページをお開き願います。

平成17年度農業共済事業決算審査意見書でございます。

第1、審査の概要、(1)審査の対象、平成17年度農業共済事業特別会計決算書。(2)審査期日、平成18年8月7日。(3)審査の手続、この審査の対象となった決算報告書、事業報告書及び付属明細書について、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、総勘定元帳、その他の会計帳票及び関係書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認められたその他の審査手続を実施しました。

審査に当たっては、当事業が経済性を発揮し、公共事業の福祉を増進するように運営されたかどうか検証した。(4)審査の結果、審査に付された平成17年度農業共済事業特別会計決算書、財務諸表、事業報告書及び付属明細書は、関係法令に準拠して作成されており、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めました。

農業共済特別会計で、区分、予算、決算というふうに、挙げておるわけですけども、総収益、7,875万2,000円、予算額ですね。決算額7,188万3,726円。総費用、予算額7,875万2,000円。決算額7,000万6,840円。そして当年度純利益は、187万6,886円で前年度繰越利益剰余金は、8,696万5,822円となっております。

以上で、それぞれの会計の審査の意見書とかえさせていただきます。

終わりにになりましたが、この度の決算審査にあたりまして、関係課長及び職員の方々のご協力に対しまして、厚くお礼を述べ報告といたします。以上です。

議長（西岡 正君） お疲れ様でした。

日程第 18．特別委員会の設置及び委員定数について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 18 に入ります。

お手元に配付をいたしておりますように、特別委員会の設置及び委員定数について、を議題としたいと思います。

お諮りいたします。平成 17 年度の各会計の決算審査のため、別紙のとおり平成 17 年度佐用町一般会計、12 特別会計及び 2 事業会計の審査のため、全員による決算特別委員会を設置いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、全員による決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

日程第 19．特別委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 19 に入ります。

特別委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

委員長及び副委員長は、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、「委員会において互選する。」となっておりますので、決算特別委員会委員長及び副委員長の互選のため、ここで暫時休憩をいたします。

議員協議会において協議がされ、委員長及び副委員長が決定されておりますので、決算別委員会の委員長及び副委員長の氏名を議長より発表いたします。

佐用町議会決算特別委員会委員長、鍋島裕文君。副委員長、新田俊一君。

以上の諸君が決算特別委員会委員長及び副委員長に選任されました。

日程第 20．請願第 3 号 平成 19 年度佐用町交通安全協会助成金の増額について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 20、請願及び陳情についてであります。

今期定例会に請願 1 件を受理いたしております。

事務局長より朗読させます。

議会事務局長（岡本一良君） 請願文書表受付、平成 18 年 8 月 31 日。請願第 3 号。請願者の住所・氏名、佐用町佐用 2544 の 2、佐用交通安全協会会長、山本定一。件名、平成 19 年度佐用交通安全協会助成金の増額について。要旨、別紙のとおり。以上です。

議長（西岡 正君） ただ今、事務局長の朗読が終わりました。

ただ今、議題となっております、請願第3号、平成19年度佐用交通安全協会助成金の増額については、厚生常任委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 異議なしのと認めます。

よって、請願第3号、平成19年度佐用交通安全協会助成金の増額については、厚生常任委員会に付託することに決定しました。

暫く休憩します。

再開をいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日、9月13日の本会議は午前10時開会とし、一般質問を行いますので、ご承知くださいますようお願いを申し上げます。

また、本日、上程されました一般会計を含む補正予算、また平成17年度の決算書につきましては、充分熟読の上、また委員会で審議を願いたいと思います。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労様でした。

午後04時25分 散会
